

中央最低賃金審議会で配布された資料

開催 月日	会議名称	資料 No.	資料名称	頁
1 6月 28日	第63回 中央最低賃金 審議会	資料 No.1	中央最低賃金審議会委員名簿	-1-
		資料 No.2	中央最低賃金審議会運営規程	-2-
		資料 No.3	令和4年度地域別最低賃金額改定の目安について（諮問）（写）	-4-
		資料 No.4	新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・新しい資本主義実行計画工程表（関係部分抜粋）	-5-
		資料 No.5	経済財政運営と改革の基本方針 2022（関係部分抜粋）	-10-
		資料 No.6	全国特定最低賃金決定の申出	-16-
		資料 No.7	目安に関する小委員会委員名簿（案）	-17-
2 6月 28日	第1回 目安に関する 小委員会	資料 No.1	主要統計資料	-18-
		資料 No.2	新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・新しい資本主義実行計画工程表（関係部分抜粋）	-74-
		資料 No.3	経済財政運営と改革の基本方針 2022（関係部分抜粋）	-80-
		資料 No.4	足下の経済状況等に関する補足資料	-85-
		資料 No.5	今後の予定（案）	-113-
	参考資料 No.1	最低賃金に関する調査研究	-114-	
3 7月 12日	第2回 目安に関する 小委員会	資料 No.1	令和4年賃金改定状況調査結果	-138-
		資料 No.2	生活保護と最低賃金	-148-
		資料 No.3	地域別最低賃金額、未満率及び影響率	-152-
		資料 No.4	賃金分布に関する資料	-155-
		資料 No.5	最新の経済指標の動向	-198-
		参考資料 No.1	委員からの追加要望資料	-246-
		参考資料 No.2	足下の経済状況等に関する補足資料（更新部分のみ抜粋）	-253-
参考資料 No.3	主要統計資料（更新部分のみ抜粋）	-258-		
4 7月 19日	第3回 目安に関する 小委員会	参考資料	委員からの追加要望資料	-263-

資料No.11 は、厚生労働省ホームページ掲載資料を印刷したものです。

資料内容は、つぎの印刷元データをご参照ください。

【印刷元データ】

厚生労働省 <https://www.mhlw.go.jp/index.html>

🏠ホーム > 政策について > 審議会・研究会等 > 中央最低賃金審議会
> 目安に関する小委員会

1 第 63 回中央最低賃金審議会 資料

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_26476.html

2 令和 4 年度中央最低賃金審議会目安に関する小委員会（第 1 回）資料

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_26480.html

3 令和 4 年度中央最低賃金審議会目安に関する小委員会（第 2 回）資料

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_26716.html

4 令和 4 年度中央最低賃金審議会目安に関する小委員会（第 3 回）資料

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_26833.html

団体からの要請文等

	要望書名	受理日	団体名	内容	頁
1	「愛知県の最低賃金を早期に 1500 円、最低でも今年は 1000 円以上への改正を求める意見書」 ⑤	令和 4 年 7 月 14 日	愛労連パー ト臨時労組 連絡会	<ul style="list-style-type: none"> ● 愛知県最低賃金を早期に 1500 円に、最低でも今年は 1000 円以上に引き上げることを求める。 ● 最低賃金の引き上げが住み続けられる街づくりにつながるよう、底上げによる公務員の地域手当格差の解消と、中小企業への財政支援を政府に要請することを求める。 ● 愛知県地方最低賃金審議会または愛知県最低賃金専門部会で、非正規労働者の意見陳述の場を設けることを求める。 	-1-
2	「2022 年 愛知県の最低賃金の改正決定に関する意見書」 ⑤	令和 4 年 7 月 15 日	全日本建設 交運一般労 働組合愛知 県本部	<ul style="list-style-type: none"> ● 最低賃金を早期に 1500 円まで引き上げることを求め、今年の最低賃金は 1000 円以上にすることを求める。 ● 審議会での意見陳述の場を設け意見陳述を実施し、審議会の公開を求める。 	-11-
3	2022 年度 愛知県 地域最低賃金改定 に関する意見書⑤	令和 4 年 7 月 19 日	名古屋ふれ あいユニオ ン	<ul style="list-style-type: none"> ● 愛知県の最低賃金 1500 円を見据えた引き上げを求める。 ● 全国一律での最低賃金引き上げを求める。 ● 意見陳述の場を設けることを求める。 ● 中小企業への支援策の拡充を求める。 	-12-
4	愛知県最低賃金の 改正決定に係る意 見書の提出につい て⑤	令和 4 年 7 月 21 日	名古屋タク シー協会	<ul style="list-style-type: none"> ● 最低賃金引き上げ審議においては「エッセンシャルサービス」「エッセンシャルワーカー」の社会的評価に相応しい必要な支援策が一体的に行われることを求める。 ● 民間企業の懸命な努力と経営の下にタクシーが運行維持されていること及びタクシー事業の窮状に最大限の配慮しつつ慎重審議に努めることを切望する。 	-14-
5	愛知県民を物価高 騰から守るために、 愛知県最低賃金を 今年、1000 円以上 に引き上げること を求める意見書⑤	令和 4 年 7 月 21 日	東三河労働 組合総連合	<ul style="list-style-type: none"> ● 最低賃金を今年 1000 円以上（月額 176,000 円）、早期に 1500 円（月額 264,000 円）に引き上げることを求める。 ● 中小企業への政府としての力強い補助が必要である。 ● 全国一律最低賃金制度の実現を求める。 ● 意見陳述と専門部会の公開を求める。 	-15-
6	2022 年 愛知県の 最低賃金大幅引き 上げを求める意見 書⑤	令和 4 年 7 月 21 日	愛知県医療 介護福祉労 働組合連合 会	<ul style="list-style-type: none"> ● 今年は 1000 円以上、早期に 1500 円以上の答申を強く求める。 ● 全国一律最低賃金制度の実現を求める。 ● 非正規職員の声、医療・介護・福祉産業の低い賃金に置かれた職員の意見が集約されるよう当事者の意見陳述の場を要請する。愛知県最低賃金審議会専門部会を「公開」とされたい。 	-16-

7	2022年 愛知県の最低賃金の改正決定に関する意見書(写)	令和4年7月21日	全労連・全国一般労働組合愛知地方本部	<ul style="list-style-type: none"> ● 「8 時間働けば普通に暮らせる」ために最低賃金は 1500 円以上になることが必要。少なくとも今年は 1000 円以上に引き上げることを求める。 ● 利用しやすく力強い財政支援拡充は不可欠であり、コロナ禍で利益の減少に苦しむ中小企業等に向け消費税減税・社会保険料の負担軽減などの支援策を求める。 	-19-
8	愛知県最低賃金の引き上げに関する意見陳述につて(写)	令和4年7月21日	全日本国立医療労働組合(全医労)愛知地区協議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療従事者の過酷な労働実態と社会的役割から考えれば、専門職と思えない低い賃金水準が離職を促し、看護師不足に拍車をかけている。 ● 医療産業従事労働者の3割以上が非正規雇用労働者となっており、全国一律1500円以上の早期実現なしに非正規雇用労働者の低賃金状態は改善されない。 	-20-
9	物価高騰から県民生活を守るため、今年、1000円以上に～愛知県最低賃金の改正決定に関する意見書～(写)	令和4年7月21日	愛知県労働組合総連合(愛労連)	<ul style="list-style-type: none"> ● 今年は昨年の3%を大きく上回る4.7%、1000円以上の引上げを要請する。 ● 今年の審議では「物価高騰」を重視されたい。 ● 中小企業の法定福利費負担などに対する特別な財政措置を政府に要請することを、答申の附帯事項として明記されたい。 ● 最賃に大きく影響される非正規労働者に審議会での意見陳述の場を設けられたい。また、専門部会を公開されたい。 	-21-
10	愛知県最低賃金の改正決定に関わる意見の申し出(写)	令和4年7月21日	北医療生活協同組合労働組合	<ul style="list-style-type: none"> ● 低賃金が恒常的な人手不足を招き離職者が続いている。最低賃金の大幅な引上げを求める。 ● 少なくとも1000円、早急に1500円以上となる答申をお願いする。 	-23-
11	最低賃金の大幅引き上げでジェンダー平等の実現を2022年度最低賃金額改定の目安審議にむけた意見書(写)	令和4年7月21日	愛知県労働組合総連合女性協議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 中小企業に最低賃金引上げのための助成・援助措置を行い、賃金水準を引き上げることが重要。 ● 最低賃金は生計費原則に基づくものとし、女性が一人の人間として自立した生活を営めるよう時給1000円に引き上げるとともに、時給1500円を目指すことを求める。 ● 男女賃金格差をはじめとするあらゆる賃金格差を是正し、均等待遇原則を実現するために最低賃金を大幅に引上げるべき。 ● 地域間格差是正のため、全国一律最低賃金制度を確立すべき。 	-24-
12	愛知県地域別最低賃金の改正に関する意見(写)	令和4年7月21日	日本自治体労働組合総連合愛知県本部	<ul style="list-style-type: none"> ● 愛知の地域別最低賃金額を最低1500円に引上げること。 ● 最低賃金は県内にいる自治体非正規労働者(会計年度任用職員)5万人の賃金水準を大きく左右する。 	-26-

13	日本だけ賃金が上がらず、物価が高騰するおり、愛知県民・働く人々の生活の底支えのために最低賃金を将来的には 2000 円へ大幅に引き上げをを求める意見書 ⑤	令和 4 年 7 月 21 日	全労連・全国一般労働組合愛知地方本部名古屋地域支部 J M I T U 愛知地方本部愛知支部 障害者労働組合	<ul style="list-style-type: none"> ●愛知県最低賃金を将来的に 2000 円に、まず早期に 1500 円、今年は最低限 1000 円以上に引き上げること。 ●最低賃金の決定にあたっては労働者の生計費を基礎とすることを原則とし、最低賃金法第 9 条第 2 項に基づき「地域の労働者の生計費」と「地域の労働者の実際の賃金」を適正な根拠として判断すること。 ●最低賃金の引き上げを円滑に進めるため、中小企業への積極的な財政的助成措置を政府に要請するとともに地方自治体においての先行実施も実現すること。 ●愛知県地方最低賃金審議会の機構と運営を抜本的に民主化すること。愛知県最低賃金審議会議事録及び専門部会を全面的に公開すること。 ●愛知地方最低賃金審議会または愛知地方最低賃金専門部会で、青年、女性、非正規労働者から幅広い労働者県民の意見陳述を実現すること。 	-28-
14	ケア労働者にも影響を及ぼす最低賃金を 1500 円以上に引き上げをを求める意見書⑤	令和 4 年 7 月 22 日	愛労連・エッセンシャルワーカー大幅賃上げ・大幅増員プロジェクトチーム	<ul style="list-style-type: none"> ●介護職員や保育などで働くケア労働者は高度な専門性をもつ仕事でありながら低賃金であり最低賃金近傍で働いており、コロナ禍だからこそ最低賃金 1500 円引き上げを強く要請する。 ●最低賃金を 1500 円にすれば多くの女性労働者の賃金格差の是正につながる。 ●物価高騰から暮らしを守るために 1500 円、少なくとも今審議会では 1000 円に引き上げるべき。 ●「賃上げ税制」では、全体の 6 割となる赤字の法人や個人事業主は対象外となる。コロナ禍で苦しむ中小企業に対する支援策を求める。 	-37-
15	2022 年 愛知県の最低賃金の改正決定に関する意見書 ⑤	令和 4 年 7 月 22 日	全国福祉保育労働組合東海地方本部	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉保育職場では賃金水準の低さと労働条件の厳しさから人材確保難は極めて深刻な状況となっている。月額 9000 円の処遇改善策では不十分。 ●2022 年度の改定では政府が打ち出す加重平均 1000 円を超えるためにも愛知県の地域最低賃金を最低でも時間給 1000 円、人間らしく誰もが暮らし働けるように 1500 円以上の大幅な引き上げを求める。 	-39-

2022年7月14日

愛知地方最低賃金審議会 会長 中山 恵子 様

住所 名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3F
組織名 愛労連パート臨時労働者
代表者 平野 正一 印

「愛知県の最低賃金を早期に1500円、最低でも今年は1000円以上への改正を求める意見書」

日ごろより労働者の労働条件のためにご尽力いただいていることに敬意を表します。本年度の愛知地方最低賃金審議会の開催にあたり、愛労連パート臨時労働者連絡会として、下記3項目について意見書を提出いたします。意見書の主旨を審議会で説明し、十分な議論をしていただくよう要望いたします。

また、意見書の趣旨を補足する資料として、「愛知県採用時給調査の結果と私たちの要望」を提出いたします。意見書とあわせて審議会での説明と議論をお願いします。

1. 愛知県最低賃金を早期に1500円に、最低でも今年は1000円以上に引き上げること。

長引くコロナ禍のもと、非正規労働者が多く働く飲食業や観光業などを中心に、休業や営業時間の短縮などが続き、非正規労働者には大変な深刻な影響が及んでいます。「休業手当がもらえない」「シフトをカットされた」「契約時間を削減された」など、毎日のように愛労連に相談が寄せられています。営業縮小のしわ寄せが真っ先に非正規労働者に襲いかかり、元々貯蓄すらままならないぎりぎりの生活が、収入減によってすぐに貧困状態となっています。時間給・非正規労働者は、最低賃金の水準や改正に大きな影響をうけます。非正規労働者から寄せられた、厳しい生活実態と最低賃金引き上げに対する期待の声です。

＜店舗勤務:40代後半スタッフ＞

家族は社会人となった子ども1人との2人暮らしです。現在は店舗勤務6時間、その他2つの仕事をしています。休日はきちんとあるのですが、その休日に他の仕事を入れているため月3日くらいは何もない休みになります。今、生活費で負担が大きいのは家賃です。毎月毎月、生活費に重くのしかかっています。引っ越しをしようと思ってもその引っ越し代さえ出せない状況です。とにかく今は将来のことが不安。そのために働ける時に働いています。今のところはトリプルワークをしても大丈夫ですが、今後、年を重ねていつまで働けるか不安で仕方ありません。そのためにも少しの時間でも働いてお金を貯めたいと思います。パートから正規職員になって安定した給料を得たいと思っていますが、なかなか上手くいきません。せめて時給が1300円～1500円になれば少しでも余裕のある生活、老後が待っているかもしれません。

＜食品配送:配送パート職員＞

私は今年8年目になる食品配送のパート職員で、小4と小1の息子を持つシングルマザーです。7年前に離婚し、今は実家で暮らしています。時給は最低賃金ではないものの、大幅な残業カットを言われて手取りは減りました。収入は子どもの学費や給食費、日々の支払いに追われ毎月の給料は全て消えていきます。プラスになることはまずなく、マイナスの時の方が本当に多く、子ども服1枚買うにも買い悩むこともしばしばある現状です。国

4.7.14

は、両親と一緒に暮らしているからと、母子家庭なのに母子として扱われず、母子手当の申請もできません。実家から出て自立しようにも、今のマイナスだらけの給料では、食費にまでお金が回るのか…と不安で仕方なく、したくてもできません。「誰でも1500円」の時給になればどれほどいいでしょうか。子どもの服を買うにも悩まなくてもいい。明日の暮らしを心配しなくていい。親に頼ることなく、自立した生活を送れます。私はこんな日が来るのを1日でも早くと祈るように待っています。

「日々の生活で精いっぱい」「将来が不安」これが非正規労働者に共通する声です。同時に、最低賃金1500円への引き上げに対する期待は、非常に強いものがあります。非正規労働者の厳しい生活実態や最低賃金引き上げへの期待を受け止めていただき、早期に1500円以上、今年最低でも1000円以上への引き上げをお願いします。

2. 最低賃金の引き上げが、住み続けられる街づくりにつながるよう、底上げによる公務員の地域手当格差の解消と、中小企業への財政支援を政府に要請すること。

私たち愛労連パート臨時労組連絡会では、愛知県内の採用時給がどうなっているのか調査をしました(別添資料参照)。2000社以上の求人、19職種・10地域の区分で調査したところ、特に地域の格差で特徴的な結果が出ました。その原因は、①最低賃金が8時間働いても普通の暮らしができない低水準になっている事、②生計費は全国どこでも月額23～24万円が変わらないのに(全労連調べ)、最低賃金は県別で大きな格差がある事、にあると考えます。また、採用時給の地域間格差は、自治体・公務員給与の地域手当のエリア格差と一致しています。最低賃金の格差が、県別格差だけでなく県内の地域間における民間賃金の格差にもつながっており、その民間賃金の格差が公務員給与の格差となって、人口流出や地域経済の停滞を招き、コミュニティを維持できなくなる地域・自治体がどんどん増えることを危惧します。

最低賃金を全国一律・1500円にして、どこでも8時間働けば普通に暮らせる賃金にすることは、時給・非正規労働者の仕事と暮らしの問題だけでなく、地域の問題としても待ったなしの課題と考えます。最低賃金の引き上げに加え、公務員の地域手当が低い自治体を引き上げて格差を解消できるよう、人件費にかかる交付税の拡充などの支援を進める事と、大企業の内部留保への適正な課税などによって財源を確保し、中小企業や個人商店への支援を進める事を、国に働きかけていただくよう要請します。

愛知県HPより～令和2年国勢調査結果速報(2020年10月1日現在)

愛知県：地域別・地域ブロック別人口(2015年～2020年)

(単位：人、%)

地域・地域ブロック	人口	構成比	2015年～2020年	
			増減数	増減率
県計	7,546,192	100.0	63,064	0.8
尾張地域	5,183,568	68.7	52,823	1.0
名古屋ブロック	2,333,406	30.9	37,768	1.6
尾張北東部ブロック	1,211,841	16.1	11,163	0.9
尾張中西部・海部ブロック	1,009,562	13.4	△ 3,968	△ 0.4
知多ブロック	628,759	8.3	7,854	1.3
西三河地域(西三河ブロック)	1,814,165	21.4	19,235	1.2
東三河地域(東三河ブロック)	748,459	9.9	△ 8,934	△ 1.2

(※一宮は尾張中西部に区分)

3. 愛知地方最低賃金審議会または愛知県最低賃金専門部会で、非正規労働者の意見陳述の場を設けること。

最低賃金の水準やその改正結果は、何よりもまず時間給で働く非正規労働者に大きな影響を与えます。私たちが実施した愛知県採用時給調査でも、現在の最低賃金額である 955 円をはじめ、956 円、960 円など最低賃金近傍での採用時給が少なくありませんでした。その求人の雇用形態・勤務内容は、短時間のパートアルバイトを中心とした、非正規労働者です。先に紹介した通り、時間給・非正規で働く労働者からは、大変苦しい生活実態と、最低賃金引き上げに対する強い期待が寄せられています。

最低賃金法施行規則第 11 条に、関係労働者を会議に出席させその意見を聞くよう定められている事からも、最低賃金の動向に大きな影響を受ける非正規労働者の実態や期待の声を直接聞いて、審議会の議論に反映していただく事を強く要望します。

以上

愛知県採用時給調査の結果と私たちの要望

愛労連パート臨時労組連絡会

【1】調査の概要

1) 調査の目的

- ①県内をエリア・業種で区分し、それぞれ該当する会社（数～数十社）の採用時給を調べ、業種（職種）平均の格差と地域間格差を分析する。
- ②結果を一覧表や地図に落とし、県内のエリア間格差・業種間格差を数値化・可視化して、最低賃金を全国一律にする必要性を検証する。

2) 調査の方法

調査期間：2022年3月～4月

①業種（職種）区分の設定

- ・ハローワークインターネット求人検索サイトにおける職種区分を元に、愛労連パート臨時労組連絡会幹事単産の職種と、非正規・時給職が多いと思われる職種を選択。

	職種（業種）区分		職種（業種）区分
1	コンビニ(A社)	11	保育士
2	コンビニ(B社)	12	配送・引越・ドライバー
3	コンビニ(C社)	13	ガソリンスタンド
4	ファーストフード	14	学童保育
5	居酒屋	15	看護師
6	アパレル・ファッション関連	16	介護職
7	販売(スーパー・デパ地下・小売り)	17	オフィスワーク・一般事務
8	接客・サービス(ホテル・娯楽・クリーニング)	18	軽作業
9	コールセンター	19	警備・清掃・ビル管理
10	エステ・理美容		

②エリア区分の設定と調査票(別表①)

- ・名古屋市内を行政区によって中心部①周辺部②に分け、面積の大きい豊田市を除き、人口が多い豊橋市と一宮市を別に区分し、市町村によって5エリアに区分した。

	エリア	詳細区分	調査数
1	名古屋①	中区・中村区	各区5社
2	名古屋②	北・名東・天白・南・中川・西	各区2社
3	豊橋	全域	10社
4	一宮	全域	10社
5	東三河	豊川・新城・田原・蒲郡	各3社
6	西三河	岡崎・豊田・西尾・安城・知立・刈谷	豊田・岡崎×5社・他2社
7	知多	知多・半田・常滑・美浜・南知多	3市×3社・2町×2社
8	尾張東	瀬戸・尾張旭・長久手・日進・豊明	各市×3社
9	尾張北	犬山・小牧・春日井・岩倉・江南	各市×3社
10	尾張西	稲沢・あま・津島・愛西・弥富	各市×3社
		合計	130社×19職種=2470社

- ・ハローワークの求人検索で、地域と職種を指定して検索し、求人募集の時給を調査票に記入した。早朝深夜割増となる募集や、疑似パート（週40時間）については除外するようにした。
- ・ハローワークの求人で足りないときは、一般求人の検索サイトで同様に検索し、結果を記入した。
- ・エリアごとに指定した調査数以上の検索結果があるときは、全体の最低・（平均）・最高を抽出し記入した。

【2】調査の結果

1) 職種・エリア別(職種・地域)の傾向(別表②)

- ・求人募集が少なく、設定したサンプル数に満たない職種（学童・GS・居酒屋）や、地域（知多・尾張西）もあった。居酒屋やエステ・理美容の求人が少ないことは、コロナ禍による影響がよく表れていると考えられる。全県平均は、ちょうど1050円となった。現在の愛知県最低賃金955円から95円高くなっている。
- ・職種別平均では、最高は看護師の1409.4円となった。全エリアで1300円以上の求人となっており、サンプルでは2000円以上もある反面、1000円未満は無い。最低は、コンビニA社の965.9円。コンビニは相対的に低めだが、B社は1003.8円と1000円を超えており、求人募集の方法や時給設定に他社と異なる意図があると思われる。
- ・職種別平均で1000円を超えなかったのは、コンビニ（2社）・ファーストフード・販売（スーパー・小売り）・軽作業の4職種。いずれも、最低賃金かその近傍（+10円以内）での募集が多いことで共通している。
- ・地域別では、豊橋・東三河エリア、一宮・尾張北エリア、尾張西エリアの3エリアが顕著に低い。豊橋市は、6職種で全エリア最低となり、全職種平均でも8位。一宮も、5職種で全エリア最低となり、全職種平均で7位となっている。豊橋以外の東三河エリアは、全職種平均で最下位となっており、特に水準が低いエリアとなっている。
- ・豊橋・東三河、一宮・尾張北、尾張西の3エリアは、隣県と接する事が共通しており、愛知県より低い隣県（静岡・岐阜・三重）の最低賃金が影響していると考えられる（労働力が隣県から流入している）。実際に、愛労連加盟単産の岐阜の職場では、労働力は名古屋に流れると言われている。
- ・一方、名古屋市外のエリアのうち、名古屋市と近接し人口が増加している尾張東エリアと、製造業の大企業が集中する西三河エリアでは、名古屋市内に次いで高い水準となっている。

2) 公務員給与・地域手当との比較(地域手当の一覧:別表③)

- ・地域別の賃金水準を示す指標として、公務員給与の地域手当をエリア別に区分し（別表③）、調査結果と比較したところ、採用時給平均が低い3エリアで地域手当も低くなっており、ぴったり一致している。
- ・愛知県は全国で最も地域手当格差が大きい県の1つで、豊田市と新城市のように隣接している市でも格差が16%もある。地域手当の自治体間格差は、最低賃金の県別格差以上に、地域の賃金水準や経済力の格差を広げていると思われる。また、地域手当の低い自治体では、人材確保に困難が生じており、同じ自治体業務なのに賃金間格差がある事で、労働力の流出につながっている。
- ・民間の給与水準の一端を示す採用時給の平均と、公務員給与の地域手当は明らかに相

関関係があり、お互いに影響を及ぼしあっている。地域の賃金水準を引き上げるには、どちらか一方ではなく、どちらも底上げで格差を解消する事が必要と考える。

3) 職種別の特徴(担当者の感想)

①～③ コンビニ

- ・求人サイトの掲載に偏りがある。地域ごとにもバラつきはあるが、全体的にC社の求人が多め。名古屋市外ではB社が少ない(弥富では求人ゼロ)。
- ・17:00以降はほぼ割増になる。22:00～6:00の時間を指定した求人数も結構ある。

④ ファーストフード

- ・D社はどの地域でもほぼ最低賃金での募集だった。新規でショッピングモールなどが出来ると、その中の店舗は募集時給が高めになっていた。

⑤ 居酒屋

- ・コロナ禍の影響で、思っていたより時給が低く募集も少ない。郊外はほとんどない。

⑥ アパレル

- ・ほぼ最低賃金での募集。地域最高額は「E社」が多い。チェーン店は統一されていると感じた。

⑦ スーパー・小売り

- ・地域に大型商業施設がある場合は、時給の高い求人が増える。デパ地下総菜とスーパー総菜ではデパ地下が高いなど、同職種でも業態・地域による差が出る。

⑧ 接客・サービス

- ・家事代行は高時給の求人(同一企業)がほぼ全地域にある。医療補助の求人が、この区分で多数出されている。GSもセルフ中心にこの区分で多かった。

⑨ コールセンター

- ・名古屋市中心部は求人が多かったが、それ以外は求人がほとんどない。また、一般事務も含めた求人もあった。電話対応が主でないのは省いた。

⑩ エステ・理美容

- ・エステシヤンの求人はほぼなかった。理美容も思ったよりはなく、カット以外の業務(受付・清掃)の求人もあったがカット業務がないものは省いた。(美容師は国家資格なので、そもそもパートは少ないのかも)

⑪ 保育士

- ・資格必須・民間のものに限定した。名古屋中心でも無資格なら最低賃金での求人もあった。同じ園の求人でも早朝・延長保育は時給が高め(省いた)。

※⑨～⑪ 全体的に都市部を離れると求人数が少ない。求人がない地域もあった。ハローワーク以外の求人サイトでも検索したが結果は同じだった。

⑫ 看護師

- ・科、職務によってばらつきが多い。施設内の看護師(介護・保育所など)は、賃金が低め。

⑬ 介護職

- ・最賃募集が多く、全体的に低賃金。資格不問が多い。人材不足?新規開所施設は時給高め。夜勤専従や、入浴業務もある勤務は高め。
- ・夜勤は、夜間割り増し後の時給を提示している事業所もあるらしい。もしかしたら基本給は最低賃金の可能性もあるとのこと。
- ・郊外は最高時給の施設でさえもかなり低い設定となっている。

⑭～⑱

- ・ハローワークで最賃以下があった(あま市)チェック機能が不足している。

【3】調査結果を踏まえた要望

- ・隣県との隣接エリアで採用時給が低くなっている事が顕著に表れており、隣県からの人口流出だけでなく、県内自治体間（地域間）での人口（労働力）流出にもつながる顕著な格差が生まれている。
- ・どこでも普通に生活できる賃金水準にして、県同士でも県内でも地域間格差を無くさなければ、人口流出によりコミュニティを維持できなくなる地域・自治体がどんどん増えると思われる。最低賃金を全国一律・1500円にして、どこでも8時間働けば普通に暮らせる賃金にすることは、時給労働者の仕事と暮らしの問題だけでなく、地域の問題としても待ったなしの課題と考える。
- ・また、採用時給平均の地域間格差は、ほぼそのまま公務員給与の地域手当の格差と一致している。民間・公務共に賃金水準が低くなっている事が、地域経済の停滞による雇用の喪失や自治体の税収不足による住民サービスの低下を招き、いっそう人口流出が進んでいくことを大いに危惧する。
- ・豊橋市や豊川市では、賃金下限条項付き公契約条例を制定し、働き続けられる職場づくりと存続できる中小企業経営を支援しながら、誰もが住み続けられる街づくりを進めており、こうした自治体の努力が県内に広がっていくことに期待する。
- ・一方、地域手当を自治体が独自の努力で上げようとする、国から下げるように（下げないと交付税を削減する）圧力をかけるなど、自治体の努力を邪魔するのではなく、後押しし積極的な支援をするべきである。
- ・名古屋市内に続き、採用時給平均が高い西三河や尾張東のエリアは、大企業とその下請け企業が多数存在し、良好な住環境により人口が増加している地域であり、公務員給与の地域手当も高く、地方交付税不交付団体となっている市町村も多い地域。採用時給平均が低く、地域手当も低い賃金水準が相対的に低い地域には、中小企業や個人商店の支援で地域経済を活性化させたり、自治体財政の拡充による地域手当の底上げや住環境（住民サービス）の改善など、政府による地域経済や自治体の支援・振興策を進めることが必要である。

<パート臨時労組連絡会の要望>

1. 最低賃金を、8時間働いて普通の暮らしができる1500円に引き上げ、全国一律の制度にして地域間格差を無くす事。
2. 最低賃金を早期に1500円まで引き上げることを前提に、今年度改定する愛知県の最低賃金は、少なくとも1000円以上に引き上げる事
3. 自治体が、低い地域を引き上げて公務員の地域手当格差を解消できるよう、国も支援して格差是正を進める事。また、賃金下限設定付き公契約条例の制定など、働き続けられる職場づくりと住み続けられる街づくりを進める事。
4. 政府は、大企業の内部留保への適正な課税などによって財源を確保し、中小企業や個人商店への支援、自治体への人件費にかかる交付税の拡充などの支援を進め、最低賃金の引き上げと、地域間の賃金水準格差是正を進める事。

別表①:調査票サンプル

東三河													職種平均
豊川			新城			田原			蒲郡				
①	②	③	①	②	③	①	②	③	①	②	③		
1	955	955	955	955	960	955	955	955	980	980	960	960.0	
2	955	955	1200	955	955	960	960	960	955	960	1200	1001.4	
3	955	955	1194	955	955	955	955	955	955	955	955	974.9	
4	955	955	955	955	955	960	960	960	955	960	1020	963.5	
5	1000	1000	1100	1000	1100	1100	978	1000	1000	1000	1000	1027.8	
6	955	960	1100	960	970	1100	1100	1000	1000	1100	1000	1027.2	
7	955	960	1000	960	955	960	955	980	955	975	1000	967.5	
8	1000	1000	955	1000	1000	955	1166	1035	1200	1000	955	1018.8	
9	1100	1100	1300	955	1100	1300	1100	1300	1000	1100	1300	1150.5	
10	1000	1000	1200	955	1000	1000	960	1000	955	1100	1300	1055.8	
11	1000	1100	1169	980	1000	1000	960	1000	1000	1000	1100	1026.6	
12	955	1000	1300	955	1000	1600	955	1000	955	1000	1300	1093.3	
13	955	980	1200	955	957	960	960	960	955	1000	1030	999.1	
14	1100					1000						1050.0	
15	1000	1450	1730	1100	1400	1700	1000	1200	1000	1300	1600	1323.3	
16	955	970	1300	955	960	1300	955	1000	955	1000	1035	1034.6	
17	955	960	1000	955	970	1000	965	1000	955	960	965	976.3	
18	955	960	1000	955	960	975	955	970	955	960	975	966.7	
19	955	980	1000	955	1090	1125	955	980	1000	1000	1050	1007.5	

別表②: 調査結果一覧

	名古屋①	名古屋②	豊橋	一宮	東三河	西三河	知多	尾張東	尾張北	尾張西	職種平均	順位
1	974.5	978.0	957.4	957.0	960.0	974.2	972.9	962.0	962.3	960.7	965.9	19
2	1023.5	1077.5	956.5	961.0	1001.4	1041.1	964.5	1027.0	1005.0	980.5	1003.8	11
3	997.5	983.3	955.0	959.5	974.9	968.0	1011.5	962.0	974.4	998.1	978.4	16
4	982.5	960.0	976.0	966.5	963.5	1009.1	992.2	975.0	961.2	956.7	974.3	18
5	1072.0	1022.5	993.0	1004.5	1027.8	1055.5	1133.3	1009.5	1035.7	999.2	1035.3	8
6	1080.0	990.5	980.0	985.0	1027.2	1000.8	1003.6	992.5	990.5	977.8	1002.8	12
7	1000.0	985.8	983.7	981.0	967.5	983.3	979.6	975.0	977.7	978.3	981.2	15
8	1078.0	1111.3	1030.5	1045.7	1018.8	1101.7	1015.9	1095.0	1086.7	1081.0	1066.5	6
9	1195.0	1159.3	1205.5	1112.1	1150.5	1148.9	1174.5	1172.3	1181.9	1153.1	1165.3	2
10	1056.5	1097.1	1038.5	1048.5	1055.8	1096.4	1075.0	1081.7	1077.7	1061.7	1068.9	5
11	1106.5	1140.4	1100.8	1143.0	1026.6	1108.4	1085.1	1117.7	1084.1	1103.6	1101.6	4
12	1034.0	1252.0	1072.4	1008.6	1093.3	1117.8	1110.0	1196.7	1182.6	1129.5	1119.7	3
13	1053.1	1016.4	987.1	1017.0	999.1	1024.2	988.6	988.0	994.6	996.3	1006.4	10
14	1050.0	998.6	1042.7	955.0	1050.0	1033.8	1075.0	975.0	1032.5	956.7	1016.9	9
15	1416.0	1533.3	1312.2	1353.0	1323.3	1371.7	1429.6	1482.0	1433.5	1439.3	1409.4	1
16	1147.1	1131.1	1033.9	1004.6	1034.6	1054.2	1044.2	1072.3	1034.0	1064.7	1062.1	7
17	1052.5	975.0	1047.0	1064.5	976.3	988.9	975.5	997.3	967.3	974.3	1001.9	14
18	1001.0	958.3	1016.5	1067.5	966.7	974.7	973.5	973.0	967.7	964.3	986.3	17
19	992.0	965.4	1048.0	1116.5	1007.5	1001.9	987.3	971.9	976.9	960.3	1002.8	12
	エリア平均	1069.0	1038.8	1039.5	1032.9	1055.5	1052.2	1054.0	1048.7	1038.7	1050.0	全県全職種平均
	順位	2	1	7	10	3	5	4	6	9		

→最下位

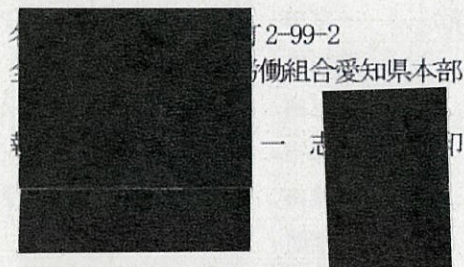
→9位

別表③:愛知県公務員給与地域手当・エリア別一覧

		実際の支給率	地域の単純平均			実際の支給率	地域の単純平均
愛知県	愛知県	8.5	8.5	名古屋	名古屋市	15	15
豊橋(東三河)	豊橋市	3	3.0	西三河	岡崎市	10.5	10.2
一宮(尾張北)	一宮市	6	6.0		碧南市	8	
東三河	豊川市	6	1.7		刈谷市	16	
	蒲郡市	0			豊田市	16	
	田原市	6			安城市	12	
	新城市	0			西尾市	10	
	設楽町	0			知立市	10	
	東栄町	0			高浜市	6	
	豊根村	0	みよし市		10		
尾張北	小牧市	6	5.6		幸田町	3	
	豊山町	6		瀬戸市	6		
	清須市	8		春日井市	6		
	北名古屋市	6		大府市	10		
	犬山市	6		尾張旭市	6		
	岩倉市	6		豊明市	10		
	大口町	3		日進市	13		
	扶桑町	3		長久手市	10		
	江南市	6		東郷町	6		
尾張西	稲沢市	6	6	半田市	6	4.2	
	津島市	6		常滑市	3		
	愛西市	6		東海市	10		
	弥富市	6		知多市	10		
	あま市	6		阿久比町	3		
	大治町	6		東浦町	3		
	蟹江町	6		南知多	0		
	飛島村	6		美浜町	0		
			武豊町	3			

2022年7月12日

愛知地方最低賃金審議会 会長 中山 恵子 様



「2022年 愛知県の最低賃金の改正決定に関する意見書」

日頃の皆様方のご奮闘に敬意を表します。

さて、この数か月、近年にない物価高騰で私たち県民・労働者の生活は大変な状況になっています。賃金が低い非正規労働者は、普段から支出を抑えるために、まずは食費を削り、外出は控えるという生活スタイルをとっています。これは、愛労連に結集するわたしたち労働組合のものが、家計簿調査や最低賃金生活体験を行う中で、こうした生活にならざるを得ないことが明らかになっています。

私たちの組合員で、最低賃金に近い時間単価で働いている方のことを少し紹介します。これは、体験ではなく実際のお話です。

ある一人暮らしの女性は「お風呂に入るのに、湯船にいっぱいお湯を入れたことがない。半分くらいで止めている。ここ何年もペットボトルのお茶を買ったことがない。」とのことでした。

別の女性労働者は、コロナ禍前のことですが、「熱があっても病院に行くのを控えている。歯医者に行くのもガマンしている。診療代で何千円もかかるから。」と話していました。

このように、低賃金の労働者は生活を楽しむ余裕もなく、健康を犠牲にしてかろうじて毎日を過ごしているという実態です。

そこに来て昨今の食料品をはじめとする物価高は、本当に命や健康に関わる深刻な事態に発展しかねません。愛知県の最低賃金は955円まで上昇しましたが、それを上回る物価高です。

最低賃金審議会で、これから議論がされることと思います。金額を決定していく際には企業側の支払い能力が考慮されると思います。しかし、上述したような労働者のことは考慮されないのでしょうか。

世界的には最低賃金はあがり、賃金水準そのものも上昇し、リーマンショックも乗り越えています。経済不況やコロナを理由にして賃金を上げていないのは日本だけです。

企業が労働者にまともな賃金を支払えないのは、企業の責任ではなく政府の責任です。そのしわ寄せ意を労働者に押し付けないでください。

苦しい企業があることもわかっていますが、まともな生活もおくれない労働者がいることもぜひ知ってほしいと思います。

これらのことを踏まえて、今年の最低賃金は1,000円以上にすることを求めます。

そして、早期に1500円まで引き上げることを求めます。

加えて、審議会での意見陳述の場を設け、実際の労働者が発言できる意見陳述の実施、そして公開を求めます。よろしく願いいたします。

以上



2022年7月19日

愛知地方最低賃金審議会 会長 中山 恵子 様

名古屋ユニオン
運営委員 一郎

〔事務局〕〒450-0002 名古屋市中村区名駅17号
花車ビル南館11号

TEL 052-526-0661 FAX 052-526-0662

2022年度 愛知県地域最低賃金改定に関する意見書

愛知県の最低賃金改定に関して、下記4項目に取り組むよう求めます。

1. 愛知県の最低賃金 1,500 円を見据えた引上げを求めます

全国労働組合総連合が2022年6月に発表した最低生計費の調査結果「最低生計費試算調査・総括表(※)」を見ると、愛知県の25歳単身で生活に必要な費用が月額で23万円前後、時給に換算すると1,500円以上ということが分かります。住居費は豊橋市で32,000円、名古屋市では45,000円、1日の食費を1,200円程度に抑えているなど、決して贅沢な生活ではありません。

1日8時間、月20日、現行の愛知県最低賃金時給955円で働くと、給料は約15万円で、生活に必要な最低生計費より約8万円も少ない金額です。また、上記の最低生計費を調査した時期より物価が高騰しているため、最低生計費はさらに必要と考えられます。これでは益々、食事を減らす、必要なのに病院に行かないなど、何かを削らなければ生活が成り立ちません。

私たち名古屋ふれあいユニオンは、組合員の4割以上が非正規雇用労働者です。非正規雇用労働者の場合、時給が最低賃金あるいは限りなく最低賃金に近い金額のことも多く、こうした状況では最低限度の生活もままなりません。

最低賃金1,500円を見据え、直ちに1,000円以上に引き上げることを求めます。

2. 全国一律での最低賃金引上げを求めます

上記の「最低生計費試算調査・総括表」では、調査対象となった多くの地域で最低生計費が時給換算で1,500円以上という調査結果が出ました。調査対象には地方も含まれていることから、一概に地方の生活費が低いということではないと考えられます。一方、地方では最低賃金がより低く抑えられているため、必要な費用より著しく少ない賃金で生活している労働者がいるのではないかと考えられます。

地域間で必要な生活費に大きな差はありません。全国一律で最低賃金1,500円を見



据え、直ちに1,000円以上に引き上げることを求めます。

3. 意見陳述の場を設けることを求めます

適正な最低賃金について審議するためには、現行の最低賃金で生活している労働者がどのような生活をし、どのような問題が生じているのか、実際の労働者の声を直接聞くことが必要です。

憲法で規定されている、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障するためにも、実態を知る労働者や労働組合が意見陳述する場を設けるよう求めます。

4. 中小企業への支援策の拡充を求めます

全労働者のうち、中小企業で就労する労働者が7割に近いことなどからも、最低賃金を引き上げるにあたり、中小企業が多くの影響を受けるであろうと推測されます。中小企業が最低賃金引き上げを不安なく実施できるよう、必要な行政支援を拡充するよう求めます。

(※) 参考資料

全労連最低生計費試算調査 PT、2022年、「最低生計費試算調査・総括表（2022年6月現在）」。

http://www.zenroren.gr.jp/jp/housei/data/2022/220527_07.pdf（参照 2022-07-14）

以上



名タ協発第16号
令和4年7月21日

愛知地方最低賃金審議会会長 様

名古屋タクシー協会
会長 天野 清美

愛知県最低賃金の改正決定に係る意見書の提出について

平素は、タクシー乗務員の労働条件の改善にご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の影響は、現状においても、新型コロナウイルス感染症の影響がない時期の輸送実績に比較しても概ね80%程度の回復に留まり、その間、利用者が激減するなか、公共交通としての使命を果たし、懸命にタクシーの運行維持を図って参りましたが、長期間にわたる新型コロナウイルス感染症の影響は、事業の統廃合等の合理化、事業継続を断念する廃業、倒産、株式譲渡など、タクシー産業過去最大の経営危機、経営環境に置かれています。

輸送需要の回復が見込めない現状下、最低賃金の引上げはタクシーの経営及び運行維持に悪影響を及ぼすことを危惧しているところです。結果的にタクシー運転者の職場が失われることになれば、最低賃金以前の問題でもあり本末転倒も甚だしい限りであります。

近時の燃料価格の高騰をはじめとする諸物価高騰、高コスト構造に苦しむタクシー産業にとってこれ以上のコスト負担は死活問題でもあり、本年3月31日には苦渋の選択の下、やむなく運賃改定を申請する事業者が現れ、本年7月13日付けで国土交通省中部運輸局は「運賃改定必要」の判断を公表し、運賃改定に向けた審査が始まったところであります。

タクシーはドア・ツー・ドアのきめ細かな輸送手段であることから、高齢者や障がいをお持ちの方々の生活を支える身近な輸送手段であるばかりでなく、ビジネスや観光等地域経済を支える輸送手段でもあり、多くの利用者に運賃の負担増をお願いすることは本意ではありませんが、民間企業が経営するタクシー産業が生き残るため必要不可欠、かつ、やむを得ない選択であること及び、単にタクシーの経営上の問題、タクシー運転者の労働条件の問題ではなく、社会全体に大きな影響を及ぼすことについてご理解を願います。

つきましては、民間企業が経営する公共交通の運行維持の意義や社会的役割を考慮することのない最低賃金引上げ審議ではなく、タクシーの運行維持に懸命に努力する「エッセンシャルサービス」「エッセンシャルワーカー」の社会的評価に相応しい必要な支援策が一体的に行われ、かつ、そのうえで最低賃金以外の総合的な労働政策、労働行政の一環として最低賃金の改定審議が行われない限り到底容認できません。

公益代表委員の委員各位の皆様方におかれましては、タクシー事業の最低賃金の改定審議に関して、令和4年6月7日閣議決定「経済財政運営と改革の基本方針」及び「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」に記されている「支払能力を考慮した議論」、民間企業の懸命な努力と経営の下にタクシーが運行維持されていること及び公共交通としての社会的役割、必要性及びタクシー事業の窮状に最大限のご配慮とともに慎重審議に努めていただくことについて切望します。



2022年7月15日

愛知地方最低賃金審議会 会長 中山 恵子 様

住 所 豊橋市中柴町100-1
組 織 名 東三河労働組合総連
代 表 者 議長 伊藤 英一

愛知県民を物価高騰から守るために、愛知県最低賃金を今年、1000円以上に引き上げることを求める意見書

1. 最低賃金 955 円ではまともな生活は送れません

最低賃金 955 円で 8 時間 22 日間働いても 168,080 円にしかありません。これでは、まともな生活が送れるとは到底言えません。

今年の物価高騰は国民生活に大きな影響を与えています。例えば、中部電力のホームページによると 1 ヶ月当りの電気料金(税込)は、2021 年 4 月 6,310 円 2022 年 4 月 8,076 円(モデル家庭)とあります。まさに急騰です。食品・ガソリン代等の高騰も言うまでもなく、生活に欠かせない様々なものの価格が高騰しているのはご承知のとおりです。

今こそ、最低賃金を今年 1000 円以上に引き上げ(月額 176,000 円)、早期に 1500 円(月額 264,000 円)に引き上げることを要望します。

2. 1997 年以降下がり続けている実質賃金

非正規労働者の増加(労働者の約 4 割)も国民の懐具合に影響を与えていると思います。また、四半世紀にわたり日本の実質賃金が下がり続けているのも周知の事実です。

このことが、国民の生活を苦しめていることは言うまでもなく、購買意欲の減退、将来への不安と、経済の悪循環に陥っていると考えられます。

国内の経済を元気にさせる為にも、最低賃金の大幅引き上げは大切な政策となります。もちろん中小企業への政府としての力強い補助は大切で、それなくしては大幅引き上げは困難でしょう。

3. 大幅引き上げ、そして全国一律へ

東三河における求人時給が西三河・名古屋地区等に比べ、下回っていることが明らかになりました。理由は隣接・静岡県の実質賃金が 913 円(愛知県 955 円)と愛知に比べ低く、求人時給を最賃程度にしても静岡県からの求人が見込まれること、などです。

以前、神奈川県と静岡県の県境で同じようなことが起きていたとテレビのニュースで流れていました(2018 年 11 月 NHK)。今にして思えば、他人ごとではありません。こうして人口の流出の様子と最低賃金額の相関関係から「地域格差と人口減少」を不安視する自治体は全国で 250 を超えるそうです。

東三河の労働条件が「隣接する静岡県に引っ張られて」愛知県内他地域に比べ良くない。そういったことも明らかになりつつあります。東三河だけでなく、どうか、全国を元気にするためにも「全国一律最賃制度」の実現を展望して下さい。

4. 実態をリアルに把握するために意見陳述と専門部会の公開をしてください

最低賃金の低さを痛感しているのは、現場の労働者です。是非ともそういった労働者に審議会での意見陳述をさせてください。また、専門部会の公開によって更に議論が深まるようにしてください。

以上



2022年7月18日

愛知地方最低賃金審議会 会長 中山 恵子 様

住 所 愛知県 [REDACTED] 沢下町9-3
組織名 愛知 [REDACTED] 労働者 [REDACTED] 会
代表者 執行委員長 渡邊 [REDACTED]

2022年 愛知県の最低賃金大幅引き上げを求める意見書

愛知県内の賃金向上に向けてご尽力いただいていることに敬意を表します。

私たちは国民のいのちと暮らしをまもる医療・介護・福祉労働者として、誰でも最低賃金1000円以上の引き上げと介護職1500円、看護師1800円の特定最賃制度の創設を求めて運動をしています。

しかし実際は、愛知県の最低賃金955円がベースにあるため、県内の医療・介護・福祉労働者の賃金は低く抑えられています。

新型コロナウイルスによるパンデミックから2年半が経過しましたが、国民のいのちと健康を守るために、自らの感染リスクもある中、強い行動制限も受け入れ、人事院勧告の影響によりボーナスを削減されながらも、責任感や使命感でなんとか医療現場を支えてきました。救えない命を目の当たりにしたとき、ついに心が折れて医療現場を去ってしまう従事者も増加しています。

愛知県民の命を守る上でも、愛知県最低賃金審議会の役割は厳に重く、真摯に公平に対応と改善を求めて以下に意見を述べます。

1. 今審議会では、最低でも時給1000円以上の引き上げを

医療・介護職は国家資格を持つ専門職でありながら、他産業に比べて賃金が低いです。厚生労働省の2021年度賃金構造基本統計調査によれば、看護師と教員の所定内賃金を比較すると看護師は117,500円低い実態にあり、更に介護職所定内賃金は、全産業平均に比べて月額で76,960円も低くなっています。介護職の低すぎる賃金が人手不足を深刻化させている現状があり、抜本的な改善が不可欠です。非正規職員では特に介護職、病院内保育士、看護補助、調理師、病院事務などは愛知最低賃金に張り付いた時給額です。全産業平均に比べ月8～10万円も低い賃金体系では、専門職の責任の重さに比してあまりに低い賃金であり、離職を止められません。

2月から行われた政府の経済対策による、看護・介護の処遇改善補助金でも非正規職員は時給20～30円程度の引き上げにしかありません。

経済回復のためには国内消費を上げる必要があります。医療・介護・福祉の職場から早期に1000円未満の時給をなくすため、今年は1,000円以上、早期に1500円以上の答申を行うことを強く求めます。



2. 全国一律最賃制度の実現

欧米諸国がコロナ禍で雇用対策として最賃1500円以上に改善をすすめているなか、日本の最低賃金は、他の先進国と比べても非常に低い実態です。21年度の日本医労連調査による時給額は平均975円に過ぎず、とても生活していける賃金水準ではありません。地域間格差は同じ看護職であっても初任給で5万円もの差があり、依然として大きな賃金格差となっています。この賃金格差により、賃金の低い地方から高い地方への流出が避けられず、過疎化の進行や地域間の経済格差、医療・介護・福祉現場では人材確保ができず、医療崩壊などを招きかねない事態となっています（資料 グラフ参照）。

3. 労働者の声をきき、最賃審議会に公開性を求める

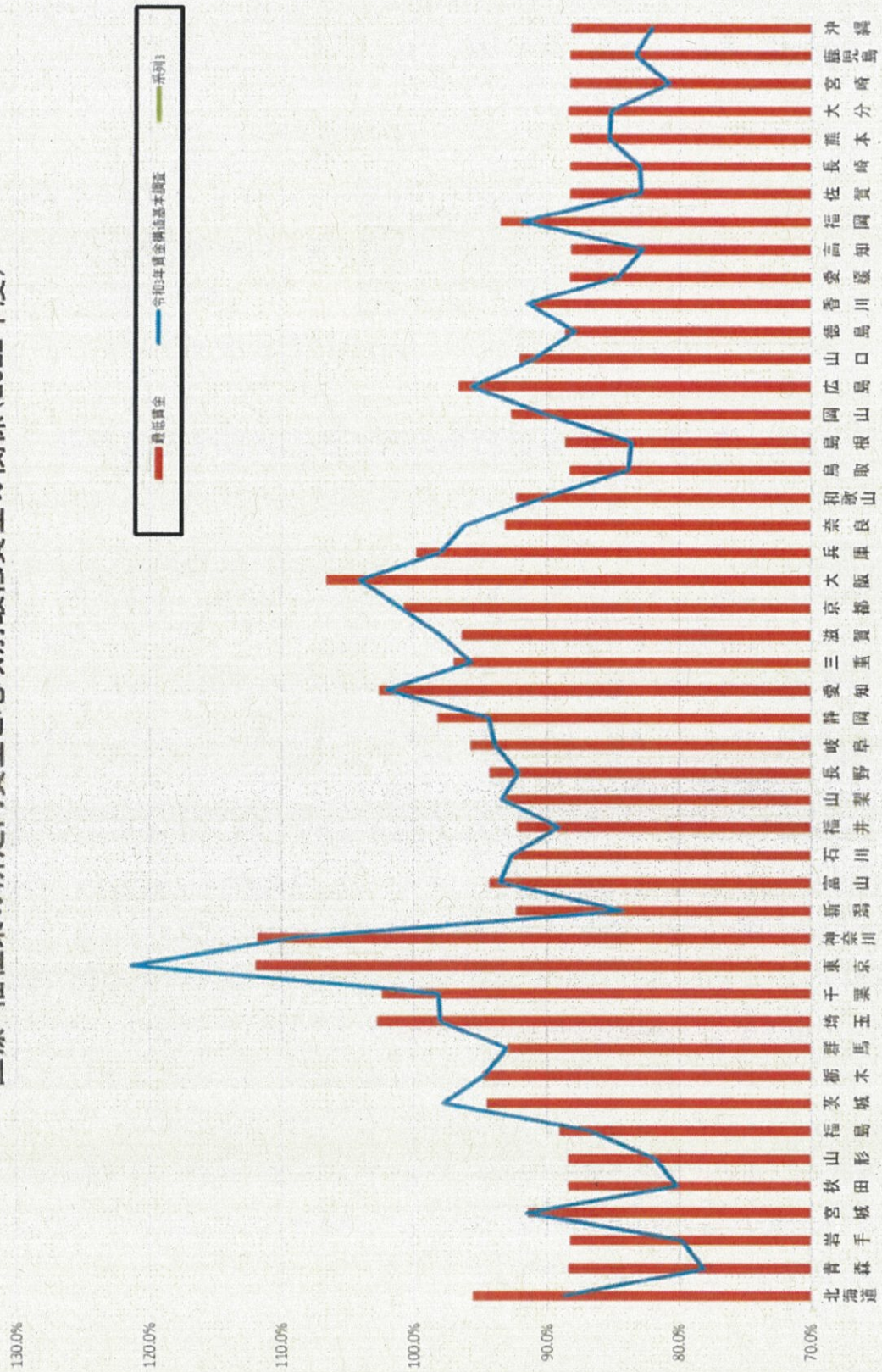
愛知県医労連は県内の医療介護福祉労働者12,407名を組織しており、非正規は1,524名組織しています。低い診療報酬・介護報酬のもとで、非正規労働者は年々増加しています。民間病院では5割以上、訪問系の介護事業所では約9割もの非正規労働者が占めています。補償制度が不十分なままで断行された非常事態宣言による自粛により、雇用が脅かされ、収入が激減した非正規雇用労働者のくらしを直撃しています。

非正規職員の声、医療・介護・福祉産業の低い賃金に置かれた職員の意見が集約されるよう当事者の意見陳述の場を要請します。また、多様な潮流の労働組合の参画できるよう強く要請します。

最後に、愛知地方最低賃金審議会専門部会を「非公開」とせず、公開し、広く県民に知らせていただくことを要請します。

以上

医療・福祉業の所定内賃金と地域別最低賃金の関係(2022年度)



< 参考 >

2022年7月19日

愛知地方最低賃金審議会 会長 中山 恵子 様

愛知県名古屋市熱田区 労働会館本館内405
全労連 労働組合愛知地方本部
委員長 煤本

2022年 愛知県の最低賃金の改正決定に関する意見書

今年は今までになく、ガソリン代・電気代・ガス代が値上がりをしています。加えて多くの食料品が1割から2割程度も高くなり、私たちの生活を圧迫しています。このような情勢のなか、多くの非正規労働者は普通に暮らすために必要な賃金を支給されているとは言えません。全労連が実施した最低生計費試算調査によれば、若者が自立して生活するうえで必要な生計費は月額で約24万円、時間額では1,500円以上という結果が示されています。

「8時間働けば、普通に暮らせる」、そのために最低賃金は1,500円以上になることが必要です。少なくとも今年は1,000円以上に引き上げるべきです。最低賃金の引き上げは、非正規労働者だけでなく、様々な職場で働く、あらゆる職種の労働者の賃金引き上げにもつながっていきます。

新型コロナウイルスの感染が収束しないなかで、私たちの暮らしは大変厳しい状況にあります。このような状況で、経済を活性化し景気を上向かせるには、最低賃金の大幅な引き上げが必要です。賃金を底上げし、消費を向上させることで、社会全体の経済を活性化させることができると考えます。加えて、コロナ禍で利益の減少に苦しむ中小企業・業者に向け消費税減税・社会保険料の負担軽減などの中小企業支援策を取ることも必要です。中小企業に向けて利用がしやすい力強い財政支援の拡充は不可欠と考えます。

以上



2022年7月19日

愛知地方最低賃金審議会会長 中山恵子 様

名古屋市熱田区沢下町9-7労働会館東館4F

全日本国立医療労働組合（全医労）愛知地区
議長 西尾

愛知県最低賃金の引き上げに関する意見陳述につて

愛知労働局一般公示第25号「愛知県最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示」（7月1日）に対し、全日本国立医療労働組合愛知地区協議会は、以下のとおり『意見陳述』を提出します。

意見の内容

組合員が働く医療現場では、看護師はじめ国家資格等のライセンスをもつ労働者が多数います。非常に低い賃金水準におさえられ、2020年「賃金構造基本統計調査」に基づく「決まって支給する現金給与額」の比較によると、看護師の月額賃金は30歳代までは産業計（大卒）を上回っていますが、30歳代前半以降は年齢が増すごとに格差は開き50歳代では産業計と比較し看護師は14.9万円（産業計52.2万円、看護師37.3万円）も低くなっています。医療労働者の過酷な労働実態と社会的役割を考えれば、専門職とは思えない低い賃金水準です。

仕事にみあわない低賃金が離職を促し、看護師不足に拍車をかけています。

私たち医療労働者は全国どこでも同水準の医療・看護を提供しなければなりません。しかし、賃金は地域によって大変大きな格差が存在しており、納得できません。

コロナ禍が2年以上続くなか、現場の組合員は必死に医療・看護を守りながら感染症と向き合っており、奮闘が続けられています。しかし、医療・看護への十分な補償も補填もないため、そのしわ寄せは労働者の賃金切り下げの形であられました。この間、不十分ながらも政府に緊急包括支援交付金や処遇改善事業などの制度で若干の対応が行われましたが、現場の奮闘に見合う賃金改善には至っていません。コロナ禍が長引くことで、医療経営も悪化し、そこではたらく労働者の心身の疲弊も極限に達している中、このような低賃金状態を放置したままでは、国民の要求に応える医療と看護の提供は、到底、困難といわなければなりません。

さらに、医療産業に従事する労働者は、非正規雇用労働者が増加しているのが特徴です。医療の施設では3割以上が非正規雇用労働者です。

補償制度が不十分なままで断行された非常事態宣言による自粛により、雇用が脅かされ、収入が激減した非正規雇用労働者のくらしを直撃しています。

最低賃金を、全国一律1,500円以上を早期に実現することなしには、非正規労働者の雇用を守り、誰もが普通の暮らしを享受できる社会とはなりません。

愛知県地方最低賃金審議会の良識ある検討・決定を求めます。

以上



2022年7月20日

愛知地方最低賃金審議会 会長 中山 恵子 様

名古屋市熱田区沢下町 [REDACTED] 会館2F
愛知県労働 [REDACTED] (愛
美

物価高騰から県民生活を守るため、今年、1000円以上に ～愛知県最低賃金の改正決定に関する意見書～

1 県内で働く多くの非正規労働者にビッグプレゼントを

第503回愛知地方最低賃金審議会(2021年8月23日)での配付資料「令和3年 最低賃金に関する実態調査について(確定値)」によると、昨年6月時点で愛知県内において時間給(時間当たり所定内賃金額)954円以下で働く労働者は222,065人、999円以下で働く労働者は303,395人でした。ただし、この調査は、製造業・卸売・小売業など主要産業の中小零細事業所(30人未満や100人未満の事業所)に雇用されている労働者を対象としているので、実際は、その数倍程度の労働者が999円以下で働いているものと思われます。

昨年10月に愛知県最低賃金額が955円になったことによる底上げで、900円台後半の労働者の一定数が1,000円以上になったことは予想されますが、今年、愛知県最低賃金額が1,000円以上に引き上げられるならば、現在1,000円未満の非正規労働者(県内数十万人)にビッグプレゼントになることは間違いありません。生活改善、消費支出、経済効果、雇用創出につながります。今年、愛労連・連合愛知・愛知県弁護士会が1,000円以上で一致しています。今年、昨年の3%の引き上げを大きく上回る4.7%、1,000円以上の引き上げを要請します。

2 物価高騰は非正規労働者へ影響大

物価の高騰で県民のくらしの困窮度が増すことが予想されます。報道によると、年内には1万品目を超える食品の値上げが行われます。物価の高騰はとりわけ低所得者への影響が大きいと言われていいます。県内には130万人近い非正規労働者がいます。正規労働者への好影響も期待されます。今年の最低賃金(最賃)引き上げの審議では、例年とは違う「物価高騰」を重視してください。

3 諸外国では1500円以上が主流になっている

諸外国では最賃1,500円以上が当然に行われています。ドイツ約1,700円、オーストラリア同2,000円、フランス同1,500円、イギリス同1,500円、アメリカ同2,000円(方針)、最新のニュースでサンフランシスコ市は同2,300円です。愛労連は生計費調査から1,500円への引き上げを表明していますが、早急に1,500円を展望するためにも今年、1,000円以上の引き上げを要請します。

4 参議院選挙でもほとんどの政党が公約

7月10日投開票の参議院選挙でも、多くの政党が最賃1,000円、1,500円を政策に掲げました。愛知で候補者が当選したすべての政党も同様です。1,000円への引き上げを答申されるよう要望します。

5 中小企業への財政的支援がセットで必要

この4月、日本商工会議所と東京商工会議所行った3,222社からのアンケートによると、昨年と様相が異なり「最賃を引き上げるべき」という経営者が28.1%(昨年)から41.7%に大幅に増加しています。しかし、物価高など中小企業の経営は困難を増しています。中小企業の法定福利費負担などに対する特別な財政措置を政府に要請することを答申の附帯事項として明記してください。



6 全国3分の2の府県で実施の「意見陳述」を愛知でも、専門部会の公開を

愛労連が審議会あてに提出した「9500筆を超える署名」の3項目には「審議会での意見陳述の場を設けること」「専門部会を公開すること」があります。

昨年、審議会での労働者代表委員の方の最賃引き上げに関する発言は、具体的で説得力があり傍聴者全員が頷きましたし、公益委員の方から「意見陳述の実現が検討できる雰囲気醸成されるといい」との発言がありました。最賃に大きく影響される非正規労働者に意見陳述の場を作って下さい。

また、愛労連は、ここ数年「行政文書請求」により専門部会の議事録を入手しています。なぜ専門部会を非公開とするのでしょうか、情報公開が求められている今日の社会で「非公開」はまったく理解できません。県民も同じ思いではないでしょうか。時代遅れではないでしょうか。

民主的な審議会になることを求めます。

以 上

2022年7月20日

愛知地方最低賃金審議会会長 中山恵子 様

名古屋市北区上飯田北町 1-14-1

北医療生活協同組合労働組合

執行委員長 小島 謙

愛知県最低賃金の改正決定に関わる意見の申し出

労働者の生活の安定と国民経済の健全な発展のための最低賃金保障のご努力に敬意を表します。

今年も最低賃金の改正についての審議が行われる時機となりました。私たち北医療生協労働組合は、名古屋市内に医療・介護の事業所を置く北医療生活協同組合の職員で構成する労働組合です。私たち労組員みんなの声として、愛知の最低賃金を引き上げられるよう意見申し出をいたします。

さて、新型コロナウイルスの国内での感染が発生してから2年半を経過します。私たちは患者さんの命と健康、介護利用者さんの健やかな生活を守るため、新型コロナウイルスがまん延する状況にあっても現場の第一線に立ち続けています。人々が社会生活を営むうえで欠かせない仕事は「エッセンシャル・ワーカー」と呼ばれ、私たちもその使命に誇りを持って働いていますが、残念ながら社会が求めている使命に見合うだけの賃金が保障されていない現状があります。

賃金が低い産業は就職先として選ばれにくいという結果を招きます。実際に、医療も介護も恒常的な人手不足状態であり、採用募集をおこなっても応募はほとんどありません。そうすると、現在のスタッフで業務を回さないといけないため、残業が多く休みはなかなかとれません。さらに新型コロナの感染予防対応に身心をすり減らし、職場を去る仲間が続いています。愛知県医労連のアンケートでも「退職を考えたことがある」と答える人が7割あるという深刻な状況です。政府が先だって、医療・福祉労働者の賃金改善に補助金を実施しましたが、これまでの賃金水準があまりに低いために職員募集には効果は出ていません。

愛知県においても新型コロナは第7波に突入し新規陽性者数は増加傾向にあります。低賃金が改善されずに職員の退職に歯止めがかからなければ現場を支える医療や介護スタッフの体制が組めなくなり、患者さんや利用者さんの受け入れができなくなりかねません。こうした事態が起きないように、私たちは最低賃金の大幅な引き上げを願います。

まして、今はひどい物価高の状況があり、私たちの暮らしにも、この国の経済にも暗い影を落としています。今こそ最低賃金の改善によって労働者の購買力に直接手当てすることが必要です。このことは、「国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」と謳う最低賃金法の本旨にも適うものです。

以上の理由により、私たちは最低賃金の改善を求めるものですが、少なくとも1000円以上、早急に1500円以上となるように答申されることをお願いして、意見といたします。



以上

愛知地方最低賃金審議会 会長 中山恵子 様

住 所 名古屋市熱田区沢下町9-7

労働会館東館3F

組織名 愛知県労働組合総連合
議 長 河合 祐美



最低賃金の大幅引き上げでジェンダー平等の実現を

2022年度最低賃金額改定の目安審議にむけた意見書

意見

1. コロナの中で地域経済が疲弊する中で、消費を増やし、地域経済を活性化させるためにも、中小企業に最賃引き上げのための助成・援助措置を行い、賃金水準を引き上げていくことが重要です。
2. 最低賃金は、憲法第25条、労働基準法第1条に基づき、人たるに値する生活を保障するにふさわしい水準まで大幅に引き上げられるべきです。けっして、企業の支払い能力との見合いで決められるものではありません。いますぐ、時給1000円以上に引き上げるとともに、時給1500円をめざすことを求めます。
 - (1) 最低賃金は生計費原則に基づくものとするべきです。
 - (2) 最低賃金額は女性が一人の人間として自立した生活を営める水準とするべきです。
3. 「女性の貧困」「子どもの貧困」をなくし、だれもが結婚・妊娠・出産・子育てについて自ら選択することができ、どの道を選んでも安心して生活できるように、最低賃金の大幅な引き上げをおこなうべきです。
4. 男女賃金格差をはじめとしたあらゆる賃金格差を是正し、均等待遇原則を実現するために、最低賃金を大幅に引き上げるべきです。
5. 地域間の経済格差を解消し、地域経済を活性化させるために、全国一律最低賃金制度を確立するべきです。

意見理由

<新型コロナウイルス感染症拡大の影響下の経済活性化のために>

新型コロナウイルスが蔓延する中で、多くの中小企業が事業の存続と雇用の維持に懸命に努力をしています。現況の経済危機を乗り越えるためにも、最低賃金を引き上げ、引き上げのための中小企業の負担を減らすために政府によるさらなる支援の強化が必要です。支援強化をともなう最賃額の引き上げは、コロナ禍後の社会安定のセーフティーネットを促進するメッセージとなるものです。最低賃金を改定した場合に賃金を引き上げなければならない労働者が多い業種は宿泊・飲食業、小売業、サービス業などですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を強く受けた業種と一致しています。この分野は女性の多い業種であり、女性の賃金水準の向上と雇用の安定のためにも、最賃の引上げと中小企業支援の拡充を求めます。

<生計費として時給1500円程度は最低必要である>

全労連加盟の組織が、健康で文化的な最低限の生活を維持できる「絶対的指標」を導き出すための調査「最低生計費試算調査」をおこなった結果、全国どこでも、税・社会保険料込で、月額22万円～25万円弱は必要という結果が出ています。月150時間で換算すれば、おおよそ時間給1500円程度となる。全国一律最低賃金制度を確立し、即時1000円以上へ最低賃金を引き上げ、どこでも誰でも時給1500円を目指すことが求められます。また、今般、最低賃金額の決定については、社会保険料引き上げ、消費税増税の影響により可処分所得が少なく

なっていることも含めた検討し、大幅な引き上げが必要です。

＜若者の将来の希望のためにも最低賃金の引き上げが必要である＞

近年問題となっている少子化の背景には、「経済的な不安定さ」があるとも指摘しています。20～30代の青年が「結婚していない理由」のトップに挙げているのは「経済的な厳しさ」です。年収300万円未満の青年も増加しており、これでは結婚できないし、また老後の準備もしなければならぬとなれば自らの自立で精いっぱい、産むことをためらわざるを得ないのです。社会保障費の削減の理由に少子高齢化があげられることがしばしばですが、非正規化、賃金の低下で貯蓄ゼロ世帯が多いなかで、社会保障の支え手を支援していくことが求められています。政府に今求められているのは、一人の人間が一人の子どもを育てられる生計を営むことができる賃金を保障することです。

＜女性の貧困・子どもの貧困をなくすために最低賃金の引き上げが必要である＞

現在の最低賃金は、家計補助的な労働の賃金水準となっており、人たるに値する生活を保障していません。個人を単位として必要な生計費水準の最低賃金を考えるべきです。日本の子どもの貧困率は非常に高く、「ひとり親と子どもの世帯」の相対的貧困率は世界一高い状態です。特に、母子世帯の貧困は深刻であり、8割以上が就業しているが、働いても生活保護などの所得補填がなければ暮らしていけず、働き方の半数は非正規雇用です。パートのダブルワーク、トリプルワークで、働き詰めに働いても、生計費を賄えない賃金は、憲法25条違反と言わざるを得ません。子どもの貧困をなくすためにも、母子世帯の母親の稼働所得水準を上げることは喫緊の課題です。

＜男女賃金格差を是正するためには、最低賃金の引き上げが必要である＞

世界経済フォーラムが発表したジェンダーギャップ指数で日本は116位と低い順位のままです。日本の順位が低い大きな要因に男女の経済格差があります。総務省労働力調査では、労働者に占める女性の割合が5割を超えたと報告されていましたが、増えた女性労働者の多くが、非正規労働です。女性労働者の6割近くは非正規労働者であり、そのなかでもパート労働者が多数を占めています。男性正規労働者の賃金水準を10割とした場合、女性非正規労働者の賃金水準は3割を超えず、男女賃金格差是正のために最低賃金を引き上げる意義は大きいです。また、長時間労働が蔓延し、ワークライフバランスを実現する施策が整わず、性別役割分担意識が払しょくされない中で、女性労働者は正規雇用から排除され、非正規雇用を選ばざるを得ない状態です。「女性が輝いて」働くためには、長時間労働の解消とともに、「8時間働けばふつうに暮らせる賃金」の実現が求められます。男女ともに残業しなくても暮らせる賃金を保障するために、最低賃金の引き上げが必要です。

＜女性の自立のために最低賃金の引き上げが必要である＞

女性が非正規雇用を選ばざるを得ない背景の一つに、長時間労働が蔓延する中で、家族的責任を果たすためにパートなど労働時間が選べる雇用形態を選択している実態があります。その際、税と社会保障制度が世帯単位となっているために、世帯の所得を減らさないことを目的に、女性が就労調整を行い、夫の扶養の範囲で働くことを選択している状況は少なくないのです。現行の最低賃金額は、全国加重平均額930円であり年間1800時間をフル稼働で働いたとしても167万4000円にすぎません。女性の現役時代の低所得は、老後の年金額にも反映され、女性の年金額は低く、単身での暮らしを賄うものとなりません。本年パート労働者への厚生年金の適用拡大の法改正が行われましたが、女性が就労調整をせずに働くことを可能にし、男女問わずに生涯自立して生計を賄うに足る年金額の保障のため最低賃金額の大幅引き上げが求められています。

＜地域間格差を是正し、全国一律の最低賃金制度の確立が求められている＞

最低賃金の地域間格差は、最低賃金が低い地域から、高い地域への人口流出をおこし、地方自治体・中小企業の人手不足は深刻さを増し、地域経済は疲弊し、衰退の一途をたどっています。日本経済の健全な立て直しのために、地域間格差の是正が必要です。全国一律の最低賃金制度を確立することが求めます。

以上

2022年7月21日

愛知地方最低賃金審議会
会長 中山 恵子 様

名古屋市北区柳原3-7-
日本自治体労働組合総連合愛知県本部
執行委員長 林 達

愛知県地域別最低賃金の改正に関する意見

愛知県最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示(愛知労働局一般公示 第25号)が7月1日にありました。日本自治体労働組合総連合愛知県本部(略称:自治労連愛知県本部 愛労連加盟)は、下記のとおり意見書を提出します。

記

【意見書の内容】

1. 愛知の地域別最低賃金額を最低1,500円に引き上げこと。

【理由】

1. 国際的に立ち後れた最低賃金水準

すでに私たちが具体的事例を挙げるまでもなく、世界の最低賃金の流れは1,400~1,700円となっており、地域によっては2,000円を超えている国や地域もあります。世界的にも名だたる工業製品の輸出企業を抱える愛知県で、1,000円未満の水準ではとても先進国とは言えない状況にもはやなっています。国際的に低い水準ではなく、賃金水準で高い水準をつくり牽引していくことが愛知県で求められていることだと思います。

2. 900円台ではまともな生活を維持することはできません。

一昨年を除いて、ここ数年、毎年約3%の引き上げがされてきました。しかし、955円で1日8時間、月22日勤務しても168,000円程度です。ましてや物価が高騰しています。生活保護水準とほとんど変わらない収入しか得られない、最賃額の設定にそもそも問題があることを指摘したいと思います。

3. 自治体の最低時間給は年々最賃水準の自治体が増えている。

私たちは自治体に働く労働者でつくる労働組合です。2022年5月に県内すべての自治体を訪問し懇談してきました。別紙表にあるように、2016年段階では自治体内での最低時間給が最賃水準だったのは10団体でした。それが2020年には16団体に、翌年の2022年には21団体となりました。そして、仮にですが2022年25円引き上げられると、一気に45団体が最低賃金に張り付くこととなります。

自治体にとって最低賃金引き上げが、以前はほとんど影響がなかったものの、今日、最低賃金が自治体に影響するだけでなく、自治体の賃金水準を大きく左右する状況となっています。

こうしたことを踏まえ、最低賃金は県内にいる自治体非正規労働者(会計年度任用職員)約5万人の賃金水準の土台となっていると言って過言ではありません。自治体非正規労働者の大幅な賃金改善を求めることと最低賃金の引き上げは不可分な関係です。

以上のことを踏まえ、最低賃金を1,500円に限りなく近づけていただき、2~3年以内に1,500円を実現し、さらに国際水準に追いつくよう、強く要請するものです。



愛知県内の県庁、市役所、役場内の最も低い時間給単価最賃との比較

春の自治体キャラバン実行委員会調べ

	2016年 (最賃820円)	2020年 (最賃927円)	2021年 (最賃955円)
名古屋市	850	932	997
豊橋市	870	927	955
岡崎市	850	949	955
一宮市	850	951	958
瀬戸市	850	975	975
半田市	835	951	955
春日井市	820	993	956
豊川市	820	979	979
津島市	850	951	958
碧南市	820	969	969
刈谷市	860	1041	1041
豊田市	830	1000	1000
安城市	850	940	960
西尾市	930	945	945
蒲郡市	830	951	960
犬山市	900	1000	1000
常滑市	840	950	970
江南市	910	930	960
小牧市	880	930	955
稲沢市	860	952	958
新城市	850	927	960
東海市	860	990	990
大府市	820	950	955
知多市	845	987	987
知立市	920	950	960
尾張旭市	860	927	927
高浜市	910	980	980
岩倉市	830	931	956
豊明市	830	933	959
日進市	860	927	918
田原市	870	980	980
愛西市	850	927	955
清須市	840	969	969
北名古屋市	820	940	960
弥富市	850	927	955
みよし市	820	927	955
あま市	860	927	955
長久手市	860	927	955
東郷町	880	927	955
豊山町	870	990	990
大口町	880	927	955
扶桑町	830	953	960
大治町	880	936	956
蟹江町	840	931	956
飛島村	880	927	963
阿久比町	820	927	955
東浦町	840	959	989
南知多町	820	932	960
美浜町	830	927	955
武豊町	840	927	955
幸田町	900	930	980
設楽町	820	927	955
東栄町	900	930	930
豊根村	900	960	1002
県	820	940	955

955 最賃水準

956~980 最賃+25円

※22年25円借りに引き上げられた場合

最賃に張り付き自治体

2016年 10団体

2020年 16団体

2021年 21団体

2022年 45団体(仮に25円引き上げられた場合)

2022年7月2/日

愛知地方最低賃金審議会 会長 中山 恵子 殿

全労連・全国一般労働組合 愛知地方本部
執行委員長

JMITU 愛知地方本部愛知支部

執行委員長 平田 英夫

障害者労働組合

組合員 後藤 陽司

日本だけ賃金が上がらず、物価が高騰するおり、愛知県民・働く人々の生活の底支えのために 最低賃金を将来的には2000円へ大幅に引き上げをを求める意見書

本年度の愛知地方最低賃金審議会の開催にあたり、栄総行動実行委員会として貴局に最低賃金に関わる要請を提出しております労働組合として、下記5項目の要請をさせていただきます。要請書の主旨を審議会で説明し、十分な議論をしていただくよう要望いたします。

- 1 愛知県最低賃金を将来的に2000円に、まず早期に1500円に、今年は最低限1000円以上に引き上げること。
 - (1) 多くの人びとが新自由主義的経済とコロナ・パンデミックに痛めつけられつづけているなか、愛知県の非正規労働者は全体で128万9千人、最賃引き上げは生活の底支えと経済の活性化につながります

1980年代以降長らく続いている新自由主義の考え方に立った弱肉強食の経済のもとで、いっそう貧困と格差が拡大し、2020年以降のコロナ・パンデミックの災禍がひろがったもとで、貧困化はいっそう加速され、とりわけ非正規労働者にそのしわ寄せが集中してきました。すなわち解雇・雇止め、シフトカット、休業補償がまったく支払われない、払われたとしても休業手当が低額すぎる、新設された休業支援金も実態が雇用契約であるにもかかわらず「業務委託契約」とされていたため、労働局によって不支給決定がなされるなど、企業にとっての雇用の調整弁とされ、使い捨て労働力として無権利状態に置かれた人びとが続出しました。

さらに、労働者全体においても、1997年以降の実質賃金の動向を見ると、2020年の時点でフランスとイタリアは4倍以上、アメリカとドイツは2倍の賃上げです（コロナ・パンデミック前の2018



年から2019年の賃上げ率と、コロナ・パンデミック下の2019年から2020年の賃上げ率の比較)。

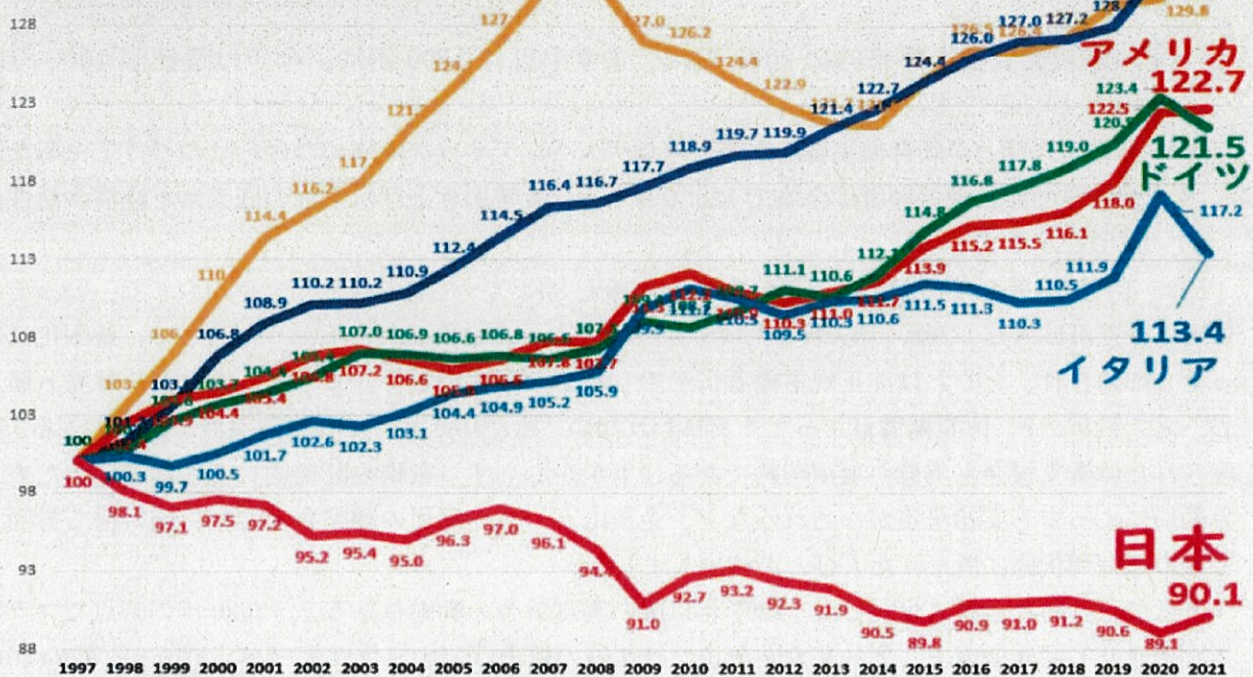
世界においては「コロナ・パンデミックだからこそ賃上げ」が常識なのです。ところが、OECD加盟国の中で日本だけ実質賃金が24年間にもわたって低下し続けて、しかもコロナ・パンデミック前より倍以上もの賃下げがすすみました。これでは日本経済が落ち込み沈みこむのも当然で、2020年の1人当たりGDPが世界37位と、この31年間で最低になっています。

OECDによって公表された2021年の賃金データにおいても同様の傾向です。日本の2021年の実質賃金は2020年から1ポイント上がりましたが、この25年間で3番目に低い賃金です。24年前の賃金より低い状態が続いているのは日本だけです。直近13年間に至っては24年前より1割弱も低い賃下げ状態が続いています。

労働者の可処分所得も減少し、2019年は1996年と比べると、400万円以上の世帯が減少して、400万円未満の世帯が大きく増加しました。マスコミが最近取り上げる、いわゆる「沈む中流」です。特に200万円未満は約7%から14%へ倍増しており、23年間で中間層が解体し、大きく貧困化が進んでいます。年間賃金が200万円以下のワーキングプアは15年連続で1000万人以上であり、2020年は1164万6000人と史上2番目に多く、労働者の5人に1人以上の2.2%となっています。他方、フランス、ドイツ、イギリスなどの最低賃金(2020年時点)を厚労省の一般労働者の総実労働時間で年換算すると、いずれの国も250万円以上になりますが、日本の最低賃金では最も高い東京でも200万円に届きません。全国一律での時給1500円以上の実現は急務となっています。

日本だけ24年間に及ぶ賃下げ 直近13年間は1割低い賃下げ状態

【出所】 OECD.statの「Hourly Earnings(MEI)」と「消費者物価指数(CPI)」から実質賃金を算出し、1997年を100とした場合の推移



加えて、ことし2月24日に起こったロシアによるウクライナ侵略戦争とこれにともなうエネルギーや食糧危機、そしてアベノミクスによる異次元の金融緩和を主因とした円安などを背景に、物価の高騰が労働者県民全体の暮らしを直撃しています。

6月2日付「中日新聞」によると、食品主要105社が年内に実施した、あるいは実施を予定している値上げは、1万品目を突破したとのこと。加工食品14%、調味料11%、酒類・飲料15%、菓子12%、パン9%などとなっており、平均上げ幅は13%で長期化の恐れがあり、物価の高騰は、とりわけ低所得者への影響がきわめて大きくなります。2022年7月12日の中央最低賃金審議会の小委員会が出された資料によれば、2022年5月時点の消費者物価は既に前年比2.9%の上昇となっています。低賃金・不安定雇用の非正規労働者の生活に大きな打撃を与えることは必至です。

先に述べたとおり、愛知県では128万9千人の非正規労働者（職員・従業員）が働いています（あいちの就業状況：2022年5月31日愛知県発表：2022年1月～3月平均）。男性は38万8千人、女性は90万人です。

最低賃金の大幅引き上げは、非正規労働者の賃上げに直結しており、県民生活の安定と中小企業振興ならびに愛知の経済全体の活性化に連動します。

このことは、昨年7月に愛労連が公表した「愛知県最低賃金引き上げの地域経済効果試算」によって明白です。

愛知県最低賃金を1500円に引き上げた場合、少なくとも県内労働者約188万人の賃金が増加することによって、県内消費支出増加額・約5,917億円、県内生産増加額・約8,505億円、雇用者増加数・約41,394人（地域密着型産業の主な担い手である中小企業の生産と雇用の増加が相対的に多い）、国と愛知県の税収増加額・約1,018億円の効果があると推計されています（主に2019年統計資料と2015年愛知県産業連関表による）。また、最低賃金の1.1倍以下で働く人の割合が2009年には7.5%だったのに対して、2020年には14.7%に急増していることが、2021年9月14日付の『東京新聞』で報じられています。このことは新自由主義的経済が大きな背景としてあり、最賃引上げがとりわけ低賃金・不安定雇用の非正規労働者の賃上げに直接に大きな影響を及ぼすことになることを明らかにしています。

（2）生計費調査で全国どこでも時給1500円以上が必要、今年は最低でも1000円以上に

全国労働組合総連合（全労連）が全国27都府県46,800世帯（若年者単身は4,971世帯）を対象に実施した「最低生計費試算調査」によれば、若者（25歳単身者）が自立して人間らしい生活をするうえで必要な生計費は、どの都道府県でもほぼ変わらず、月額で24万円前後、時間額にすると1500円以上という結果になりました。愛知で2015年2月に実施した調査でも同様の結果が得られています。消費税率が上がり、物価が高騰している現在では、必要な生計費はさらに増えています。

愛労連が毎年実施している最低賃金生活体験（最低賃金水準で生活できるかを検証する社会実験を労働組合運動として取り組んでいます）では、以下のような2021年の参加者のコメントが出されています。

（愛知県の地域最賃は時給927円）。「家族と同居。コロナ禍で自粛生活、旅行も外食もなし、それでも最賃生活体験では31,000円ほどの赤字になった。この生活実態は健康を維持するだけで文化的な暮らしとは言えない。」（男）（最低賃金水準/月163,152円を、31,058円上回る）、「2人暮らし。年齢的に生命保険料が減った。しかし、介護保険料は高い。化粧をしないのでゼロ円。書籍や服、外食もなし。病院通院なしだったので医療費ゼロ。慶弔費もなしで、最賃ぎりぎり。」（女）（2,179円下回る）、「家族と同居。

教育費が高いので最賃では結婚・子育ては難しい。コロナで雑費が増大、人混みを避け車利用が増えたため、昨年より出費が増えた。コロナ対策費用で消毒、石けん、光熱費、ガソリン代など。」(女)(12,345円上回る)。

現行の最低賃金では日本国憲法第 25 条の「健康で文化的な最低限度の生活」は営めません。「貧困最賃」です。

そして、このような「貧困最賃」の弊害はコロナ・パンデミックにおいて露呈しました。すなわち、休業を余儀なくされた労働者は、労働基準法上の休業手当が支払われますが、それは平均賃金の 6 割です。平均賃金の計算日数が 3 か月 91 日として、法定労働時間で働く場合は月 22 日とすると、平均賃金の算定の時点で約 3 分の 2 になります(66日÷91日)。つまり実際には平均賃金の 4 割程度の金額になり、さらに社会保険料と雇用保険料が控除されると手取り額はわずかになってしまいます。愛知県の現行最賃額 955 円で計算すると、法定労働時間の月額賃金は 160,440 円、1 日当たりの平均賃金は 5,290 円、休業手当を 6 割支給とすると、 $5,290 \text{ 円} \times 0.6 \times 22 \text{ 日} = 69,828 \text{ 円}$ 、ここからさらに社会保険料と雇用保険料が控除されると手取りはおそらく 40,000 円台になってしまいます。つまり、最賃で働いていると、休業手当だけの収入では到底生活できません。

さらに、既に見たように日本の実質賃金はこの 20 年間以上にわたって下がり続け、1997 年を 100 とすると 2021 年には 90.7 の低水準にまでなっています。2022 年においても民間企業の賃上げの低迷や物価高騰でさらに労働者県民の購買力が落ち、消費が冷え込んでいます。地域の経済が悪化し、企業経営にも大きな影響を与えています。困窮している労働者県民を救済し、疲弊している地域経済を支えるためにも、現在の最賃額 955 円を今年最低でも 4.7%、1000 円以上に引き上げてください。そして早期に 1500 円へ、将来的には 2000 円へ引き上げることを要望します。

(3) 時給を 2000 円に引き上げる必要性と根拠は十分にあります

① 正社員の時給は約 2000 円、真の同一労働同一賃金の実現を

2017 年版賃金構造基本統計調査によれば、一般労働者(正社員・正職員)の平均時給賃金は 1,937 円、一般労働者(正社員・正職員以外)の平均時給賃金は 1,293 円となっています。短時間労働者(正社員・正職員)の平均賃金は 1,432 円、短時間労働者(正社員・正職員以外)の平均賃金は 1,081 円となっています。いわゆるフルタイム正社員・正職員の平均時給は 1,937 円であり、約 2,000 円となっています。それに対して、いわゆるパートタイム等非正規労働者の平均時給は 1,081 円であり、フルタイム正社員・正職員と比べて 856 円も低く、指数にして 55.8 という大きな格差が生じています。

2020 年 6 月 1 日に施行された短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律によれば、第 8 条で不合理な待遇格差の禁止を規定するなど、同一企業内において、正社員と非正規社員との間で、基本給や賞与などあらゆる待遇について、不合理な待遇差を設けることが禁止されました。

上述の調査は全国平均を示していますが、多くの個別企業において大きな待遇差が実際にあるからこそ、このような結果になっていることは明らかです。

さらに、岸田政権が策定した「経済財政運営と改革の基本方針 2022」いわゆる骨太方針 2022 においても、「同一労働同一賃金の徹底等を通じた非正規雇用労働者の処遇改善や正規化に取り組む。」と明記されています。

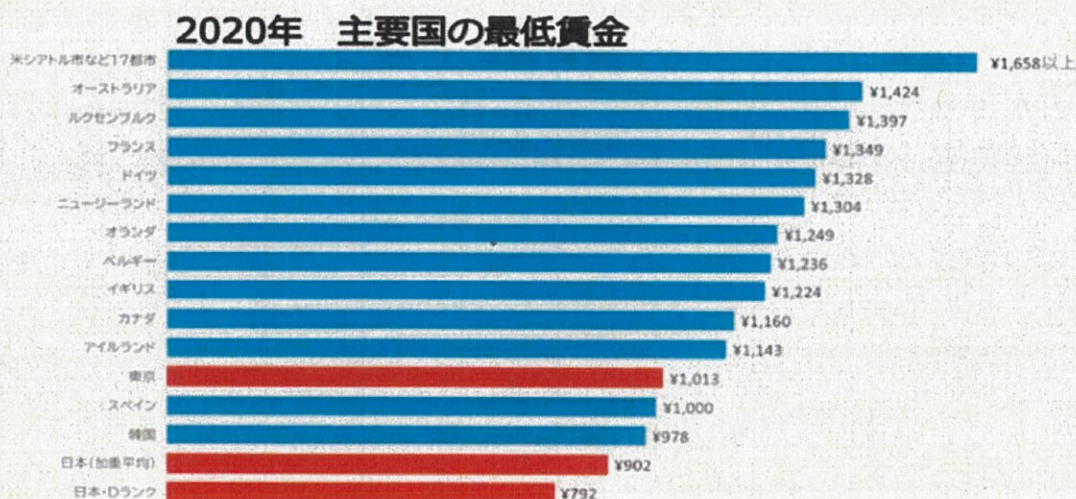
以上から、正社員と非正規労働者の大きな格差を是正し、真の同一労働同一賃金を実現するためにも、

最低賃金を時給 2,000 円に引き上げることは現実的根拠があるとともに、政治的社会的な課題となりつつあるのです。

② 先進国では最低賃金額が続々と大幅引き上げ～1500 円超えが主流になり、2000 円以上も実現
海外に目を向けると、コロナ後の経済回復を見据えて、ドイツでは 2021 年 1 月の 9.50 ユーロから 2022 年 7 月に 10.45 ユーロと 11.8%増へ大幅に引き上げ、さらに 10 月から時給 12 ユーロ (1,719 円) 上げる法案を可決しました。

オーストラリアでは 7 月から 21.38 豪ドル (2,010 円) など、多くの国で最低賃金の大幅な引き上げが取り組まれています。また、フランスは 1 月に続き 5 月にも最賃を引き上げ 10.85 ユーロ (1,555 円) に引き上げると発表しました。イギリスでも 2021 年 4 月から 23 歳以上の労働者の最低賃金が 8.91 ポンドに引き上げられ、さらに 2022 年 4 月から 9.5 ポンド (1,578 円) に引き上げられました。

アメリカでは、2021 年 1 月にバイデン大統領が連邦最低賃金を 15 ドル (2,041 円) へと引き上げる方針を表明するとともに、同年 4 月には、連邦政府と契約する業者の従業員の最低賃金を現在の時給 10.95 ドルから時給 15 ドルに引き上げる大統領令に署名する (各連邦政府機関は、2022 年 3 月 30 日までに新規の契約内で時給 15 ドルの最低賃金を実施しなければならないとされている) など、多くの先進国で大幅な最低賃金引き上げが実施されています。(円換算は 2022 年 6 月 29 日現在の為替レートによる)。



(OECD 資料より全労連作成)

厚生労働省の毎月勤労統計調査によると、4月の現金給与総額は(名目賃金)は平均28万3千円超で前年同月比1.7%増にとどまり、物価上昇の影響を考慮した実質賃金はマイナス1.2%となっています。日本の実質賃金は既に述べたように四半世紀にわたって下がり続けており、労働者の家計は大変きびしい状況です。最賃の引き上げは、非正規労働者を中心にして家計をあたため、労働者県民の購買力向上に大きく寄与します。グローバルな視点からも最低賃金2,000円は決して絵空事ではありません。

以上の具体的な事実や社会的な要請も踏まえた審議もぜひお願いします。

2 最低賃金の決定に当たっては労働者の生計費を基礎とすることを原則にし、最低賃金法第9条2項に基づき、「地域の労働者の生計費」と「地域の労働者の実際の賃金」を適正な根拠として判断すること。具体的には愛知県における最低生計費調査結果を用いること。

① 最低賃金の決定にあたって、労働者の生計費が十分考慮されていない現状にかんがみ、愛労連の最低生計費調査結果を用いること。

最低賃金の水準を決定する3要素として、最低賃金法第9条2項は「地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない」と定めています。しかしながら、実際は3要素のうちの「労働者の生計費」「労働者の賃金」についてはほとんど考慮されず、事業者による賃金支払い能力が優先されてきました。これは最低賃金の引き上げに先行して中小企業への助成措置を抜本的に改善し補助施策をすすめることによって、削除されるべき項目です。

「地域の実際の賃金」については、第495回愛知地方最低賃金審議会で、資料として「令和元年賃金構造基本統計調査（初任給）の概況（厚生労働省）」が提示されましたが、これは全国から集計した結果です。愛知県単独のものは提示されていません。また全国の値でも、最低が高校卒女性の164,600円（前年比1.4%増）ですが、これは愛知県の当時の最低賃金926円で1日8時間、22日間出勤すると月給162,976円となることと比較しても、1日8時間、22日間出勤とすると時給でわずか約9.2円の差となり、ほとんど最低賃金に張り付いた水準です。

「地域の賃金」は、地域別最低賃金の社会的位置が年々高くなって影響が拡大し、地域別最低賃金が賃金相場を規定する実例が数多く見られます。低賃金の3大職場は医療・福祉、コンビニ・飲食店、自治体ですが、いずれも地域別最低賃金にほぼ貼り付いており、特に自治体の賃金相場は地域に大きな影響を与えます。最低賃金に貼り付いた市役所の募集時給が上がれば、民間の同業種の募集単価も改善します。これでは最低賃金の決定において、地域の賃金相場が考慮されていないも同然です。地域最低賃金の額が地域の相場を規定している実態にあります。

中央最低賃金審議会においても、愛知地方最低賃金審議会においても、全国労働組合総連合（全労連）の各地方労連や愛労連の最低生計費調査結果は、資料として十分には活用されていません。国の統計としては、人事院の「標準生計費」がありますが、令和3年4月の世帯1人は月額114,700円であり、当時の愛知県の最低賃金927円で1日1日8時間、22日間出勤した場合の月額163,152円よりも相当低額です。愛労連としては、「最低生計費調査」結果に基づいて、時給1500円以上は必要であると主張していますから、人事院の「標準生計費」は低すぎると言わざるを得ません。現実の愛知県の地域最低賃金からも極めて下方低額に乖離しており、ほとんど参考になりません。

こうなると、現在の最低賃金を決定し正当化する根拠は、「通常の事業の賃金支払能力」だけになってしまいます。「賃金支払能力」を決める目安は「労働者一人当たりの付加価値額」です。しかし、低賃金が温存される社会では政府が「働き方改革」で掲げた「生産性の向上」は期待できません。厚生労働省は「3要素はそれぞれ同等に扱っている」と述べていますが、実際には、「通常の事業の賃金支払能力」だけにならざるをえなくなっています。

コロナ・パンデミック下の令和2年7月22日の第57回中央最低賃金審議会で使用者側委員が「全国の中小企業・小規模事業者から、年ごとに高まる影響率を考慮し、中小企業・小規模事業者の実態に基づいた納得感のある水準の決定を求める声が多く寄せられ、特に今年は、先行きの見えない深刻な経済

情勢の中、引下げを求める声も強まっている」「緊急事態」である今年度は、3要素のうち「通常の事業の賃金支払能力」を最も重視して審議すべきであり、その観点から新型コロナウイルス感染症による中小企業・小規模事業者の経営への影響を示すデータを十分に踏まえて検討すべき」と主張し、その年中央最低賃金審議会は引き上げの目安を示すことができませんでした。このように「支払能力」に過度に偏重した審議・決定が行われているのが実情であり、ILOの最賃決定の原則に反しています。

「事業の支払能力」は日本だけの決定要素であり、生計費原則を唯一の基準として、中小企業支援策の先行的施行を前提とすることにより、ただちに削除すべきです。

以上から、愛労連や全労連の「最低生計費調査」結果を、「地域の労働者の生計費」の資料として採用し、地域の最低賃金の決定において積極的に活用されるよう強く要請します。

② 愛労連の最低生計費調査結果は、十分に科学的根拠があります。

最低生計費は、最低生活をありうべき一定の理想として現実の生活から遊離させて考えているわけではありません。今日の労働者世帯の生活様式、慣習、社会活動を把握するために、「持ち物財調査」や「生活実態調査」、「価格調査」を実施し、それを基礎資料として算定しているところに特徴があります。なお「最低生活」とは日本国憲法第25条「生存権」で規定された「健康で文化的な最低限度の生活」であり、ノーベル経済学賞も受賞したアマルティア・センのケイパビリティ論によれば「人前に出て恥ずかしくない生活」のことです。つまり、「最低水準の生活」ではなく、「人間らしいまともな生活」のことを指します。

全労連の各地方組織の最低生計費調査は、具体的には以下のように実施されています。

食費についてはカロリー計算や必要栄養を満たすような栄養学による一定の指標が存在するのでこれを用いています。しかし、それ以外の費目については、具体的な指標が存在しないので、「生活実態調査」、「持ち物財調査」、「価格調査」を実施しています。「生活実態調査」は計35の質問項目から成り、昼食の摂り方、外食や飲み会の費用、余暇生活、日帰り行楽や1泊以上の旅行の回数や費用、結婚式・葬式や忘年会・歓送迎会などの交際費、自動車・バイクの必要性、家電や被服などの主な買い物場所などを尋ねています。「持ち物財調査（手持ち財調査）」は家電・家具・寝具・日用雑貨・被服・履物など計約350の品目について、所有の有無および数量を尋ねています。「価格調査」はそれぞれの対象市において、先の二つの調査で明らかとなった対象者（世帯）の買い物先に行き、所有が認められた商品やサービスの価格（最低価格・最多価格、最高価格）を調べています。これらの調査結果では不明な費目（水道・光熱費や通信費、教育費など）については、総務省「全国消費実態調査（全国家計構造調査）」や文部科学省「子供の学習費調査」などの各種の統計調査結果を利用しています。

そして、試算にあたっての3つのルールを設けています。①保有率7割以上の品目を所有させる、②消費量は下から3割を基準とする、③品目や行動についての選定に、市民・労働者の意見を採り入れる（合意形成会議）、です。これによって、調査結果は実態生計費と理論生計費のミックスとなっており、最低生活の内容が具体的に分かりやすく提示されています。

以上から、最低賃金の決定に当たっては、愛労連が愛知県において実施した最低生計費調査結果を用いるべきです。実際の調査活動による明確な科学的な根拠があるからです。

改めて、愛労連の調査結果（2016年報告）をお示しすると、25歳単身者の場合、月額（税込み）226,945円、月150時間労働として時間額は1513円、年額2,723,340円となります。最低賃金時給1500円以上

の実現は急務です。

3 最低賃金の引き上げを円滑に進めるため、中小企業への積極的な財政的助成措置を政府に要請するとともに、地方自治体においての先行しての実施も実現すること。

最賃引き上げにあたっては、企業の社会保険料負担が増加することから、中小企業に対する積極的な財政的助成措置をおこなうよう、国に働きかけていただくことを要請します。

全労連は2022年1月「最低賃金の改善、中小企業支援の拡充で地域経済の好循環を」を発表しました(添付)。中小企業の予算の増額、直接支援、税制改正などを説明しています。ぜひともご覧ください。

上述した「愛知県最低賃金引き上げの地域経済効果試算」は、愛知県最低賃金を引き上げたことによる国と愛知県の税収増を、中小企業への支援策にも活用できることを示しています。また、この間の法人税減税によって大企業を中心に蓄えられた内部留保にも適切な課税をおこなえば、必要な財源を確保することは可能です。

なお、この4月、日本商工会議所と東京商工会議所が、3,222社からのアンケート結果(調査期間2/7~2/28)を発表しました。これによれば、昨年と様相が異なり「最賃を引き上げるべき」という経営者が大幅に増加しています。

4 愛知県地方最低賃金審議会の機構と運営を、抜本的に民主化すること。まず愛知県最低賃金専門部会の議事録及び専門部会を全面的に公開すること。

これまで、愛知県最低賃金専門部会(以下、専門部会)の議事録及び会議は、「金額審議に関わる率直な意見交換をするために」非公開とされてきました。

愛労連が、ここ数年、毎年「行政文書請求」により専門部会議事録を入手しています。同議事録には、ほぼすべての発言が記録されており、請求すれば開示されるわけですから、専門部会議事録を公開しない合理的な理由はありません。現に、中央最低賃金審議会・目安に関する小委員会の議事録は、公開されています。

また、鳥取地方最低賃金審議会委員および審議会会長を長年務めた藤田安一鳥取大学名誉教授が、「私には、最低賃金の適用を受ける低賃金労働者にとって、最低賃金が自分たちの知らない密室で、どのように決まったのかもわからず、結果だけ知らされ適用されている現状が、あまりにも不条理に思えた。『透明性や公平性が求められる行政は、もっと積極的に情報公開に努める必要があるのではないか』と憤りを覚えたのである。」と述べているように、積極的に情報公開が求められてきている今日の世界の中で、何十年間も続いてきた会議の非公開という慣行を墨守し続けるのは、もはや時代遅れです。専門部会議事録と会議の全面的な公開を強く求めます。

5 愛知地方最低賃金審議会または愛知県最低賃金専門部会で、青年、女性、非正規労働者から幅広い労働者県民の意見陳述を実現すること。

全国30府県近くの地方最低賃金審議会においては、審議会または最低賃金専門部会の場で意見陳述が行われています。

愛知地方最低賃金審議会では、意見書を事前に読んでいること、その主張の方向性は労働者側委員と同様のものと考えているとのことから、「審議会としては提出された意見書の趣旨を踏まえ審議を行う」

(2021年第501回審議会)ため、意見陳述の必要はないとの理由で、愛知県最低賃金額の改定に関する意見陳述が実施されていません。

最低賃金法施行規則第11条は、「最低賃金審議会は前項の意見書によるほか、当該意見書を提出した者、その他の関係労働者及び関係使用者のうち適当と認める者をその会議(専門部会の会議を含む。)に出席させる等により、関係労働者及び関係使用者の意見をきくものとする」と定めています。

また、先の藤田安一氏によれば、専門部会での意見陳述と、その後の質疑応答について、「審議会の活性化に貢献し、その場にいた多くの委員から『直接、話が聞けてよかった。紙に書かれた意見よりも、はるかに説得力があり印象に残ると』の感想」が出されたということです。

昨年(2021)の第501回愛知地方最低賃金審議会では、委員から「全国28府県内で意見陳述があるという説明がありました。今後……意見陳述について、検討できる雰囲気醸成されるといい」との発言もありました。

私たちは、愛知県最低賃金額の改定審議に際して、関係する労働者本人が会議に出席し、発言する時間を作っていただくよう、強く要請いたします。

以上

2022年7月22日

愛知地方最低賃金審議会 会長 中山 恵子 様
愛知労働局 労働局長 代田 雅彦 様

愛労連・エッセンシャルワーカー大幅賃上げ・大幅増員プロジェクトチーム
担当者 竹内 創 (愛労連事務局長)

ケア労働者にも影響を及ぼす最低賃金を 1500円以上に引き上げることを求める意見書

私たちは、政府のケア労働者の処遇改善事業を実効あるものにするために、ケア労働者を組織している、自治労連・医労連・福保労・建交労・生協労連の5単産で構成し、「エッセンシャルワーカー大幅賃上げ・大幅増員プロジェクトチーム」を結成し活動をすすめてきました。愛知県民の暮らしを守るためにも最低賃金審議会の役割は重要であり、以下に意見を述べます。

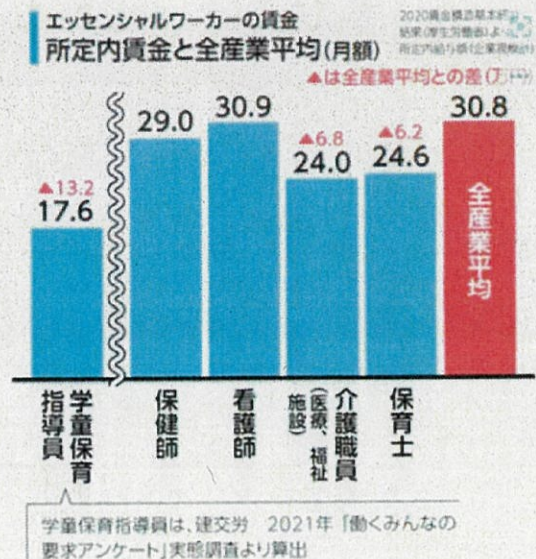
ケア労働者の賃金の実態 全産業平均より約7万円低い

コロナ禍のもと、岸田政権は補正予算でケア労働者の賃上げ予算を作りました。ケア労働者の賃金が低すぎるのが可視化され、解決に動き出したことは重要です。すべてのケア労働者が、コロナ禍で、自らの生活を犠牲にし、いのちをはって、社会機能の維持のために全力をあげています。現在第7派に突入し、過度な行動制限でストレスを抱えながら懸命にケアにあたっています。

しかし、処遇改善事業は、あまりに低く「一桁足りない」、「対象が限定されている」という不満の声があがっています。賃上げの対象にならない「他の職種」に配分したら1000円にも満たないものです。

厚生労働省の統計によれば、介護士や保育士は、全産業平均からみても月6万円~7万円も賃金が低い実態にあります。看護師は、夜勤手当などを含めず基本給でみると全産業平均より

低い実態にあります。介護職員や保育などで働くケア労働者は、高度な専門性をもつ仕事でありながら、低賃金であり最低賃金の近傍で働いています。最低賃金の引き上げはすなわちケア労働者の賃上げに直結します。人材確保に苦慮しているケア労働者の賃金引き上げは待ったなしです。コロナ禍だからこそ最低賃金1500円引き上げを強く要請するものです。



日本の賃金は四半世紀にわたり、賃金が上がらない 女性労働者の差別的賃金の解消を

日本の賃金は四半世紀にわたり賃金が上がっていません。現在の最低賃金は加重平均で930円です。年労働時間1800時間で換算すると年収170万円にも満たないワーキングプアです。愛知最賃は955円ですが年収171万9千円(1800時間)でワーキングプアです。まずは生活できる水準に引きあげることが必要です。

また、大きな男女の賃金格差が残されています。コロナ禍において非正規労働者、女性労働者に矛盾が集中しているのは、その背景に低すぎる賃金の問題があります。

男女の賃金格差は大きく、正社員でも女性の賃金は男性の77.6%(厚生労働省、2021年賃金構造基本統計調査)です。非正規を含む平均給与では、男性532万円、女性293万円(国税庁、民間給与実態統計調査2020年分)の半分程度です。40年勤続で計算すると、生涯賃金では1億円近い格差になります。賃金の格差は年金にも連動し、大きな男女格差になり、定年まで働いても年金で生活できない女性も少なくありません。そして女性労働者の約4割が年収200万円以下で非正規雇用者は5割を超えています。そのため最低賃金を1500円にすれば多くの女性労働者の賃金格差の是正につながります。

生計費調査にもとづき時間額1500円から1600円が必要

全労連が27都府県で最低生計費調査に取り組み、若者1人が人間らしく暮らしていくために必要な最低生計費は、全国どこでも月額22万円~24万円、時間額1500円から1600円程度(月150時間労働)となることが明らかになっています。

世界では物価高騰を受け、春から夏にかけて、最低賃金が続々引きあげられています。英国は4月から9.5ポンド(約1560円)に、フランスは2020年11月から2021年8月にかけて物価上昇率が2%を超えたため、規定に基づき引き上げを行っています。

昨年の最低賃金引き上げ額は「3%・28円で大幅な引き上げ」と政府は主張していますが、国民生活を省みていません。子ども食堂を提供しなければいけない状況や、生活保護受給者の増加、自殺者の増加は経済苦が原因であるところが大きいです。貧困と格差の広がりやを是正するためにも最低賃金1500円の実現は国民の生活を守る上で重要な課題です。

この深刻な物価高騰から暮らしを守るためにも最低賃金1500円、少なくとも今審議会で愛知県最低賃金を1000円に引きあげるべきです。

愛知地方最低賃金審議会におかれましては、日本国憲法で保障された「健康で文化的な最低限度の生活」を送る上でも、日本の労働者・生活者が積極的に「必要な賃金の水準」について努力し、政府に進言していくことが重要です。

すべての労働者の賃上げにつながる中小企業支援の抜本的強化を

すべての労働者の賃上げ、最低賃金の引き上げを実現するためには、中小企業支援金の底上げを可能にし、地域経済を豊かにすることにつながります。政府が掲げている「賃上げ税制」は、賃上げできる黒字の法人だけが対象で、全体の6割となる赤字の法人や個人事業主は対象外です、コロナ禍で苦しむ中小企業に対する支援策が求められています。

以上

2022年7月22日

愛知地方最低賃金審議会 会長 中山 恵子 様
愛知労働局 労働局長 代田 雅彦 様

全国福祉保育労働組合東海地方本部
執行委員長 越須賀 舞

2022年愛知県の最低賃金の改正決定に関する意見書

今年度の地域別最低賃金改定に関わる審議において、保育園や高齢者福祉事業所、障害福祉事業所など、民間の社会福祉事業所の職員で構成する全国福祉保育労働組合東海地方本部として、意見を述べさせていただきます。

昨今の物価高騰による、私たちへの影響は大きくなっています。帝国データバンクの調査によると1～6月には6,451品目が値上げされ、7月には1,588品目が値上げされるといわれています。厚労省が7/5に発表した、5月の毎月勤労統計の速報値では、前年同月比で名目賃金は1.0%増にも関わらず、実質賃金は1.8%減という結果です。抜本的な賃金の引き上げがされなければ、たちまち県民の生活は立ち行かなくなってしまう。

福祉保育職場では、人材確保難は極めて深刻な状況となっており、その大きな要因として賃金水準の低さと労働条件の厳しさがあげられます。福祉職員の果たす役割に見合わない低賃金をはじめとした処遇、それによる人手不足は、労働者だけでなく、利用者、経営者など立場を超えて改善を求める声があがっています。福祉保育労働者の賃金は、直近の10年間で、全産業平均と比較して7割程度（月額で9万円程度）と、極めて低い水準が続いており、政府もコロナ禍でのケア労働者のがんばりに応えると、月額9000円の処遇改善策が今年から行われました。しかしながら、今回の処遇改善策をとっても、全産業平均に比較しても低い状況であり、物価高騰を考えれば、さらなる処遇改善策を講じる必要があるほどになっています。さらに福祉保育職場では、業種や地域を問わず、非正規雇用の労働者が半数前後まで増えており、その賃金は正規職員よりもさらに低い水準に抑えられ、最低賃金の水準で時間給が推移するような状況です。子どもたちや保護者、高齢者、障害者の生活を支えながら、福祉保育労働者自身が安定した生活ができない状況にあります。私たち福祉保育労働組合東海地方本部に所属する非正規雇用の組合員からは「名古屋市内で1人暮らしをしているが、夏はクーラーを消し、冬は冷蔵庫の電源を落とし節約に努めている。」という声も寄せられています。

一方、この間の最低賃金の引き上げを機に、非正規職員の時間給が引きあがり、初任給水準が引きあがるような事例もあります。最低賃金の引き上げは、労働者全体の賃金水準を引き上げることに大きな力になっています。全国各地で行われている最低生計費調査では時間給1500円以上必要である結果が出ています。最低賃金の引き上げは、私たち福祉や保育の職場で働く正規、非正規問わずの待ったなしの課題です。2022年度の改定では、政府が打ち出す加重平均1000円を超えるためにも、愛知県の地域最賃金額を最低でも時間給1000円、人間らしく誰もが暮らし働けるように、1500円以上の大幅な最低賃金の引き上げを強く求めます。



愛知地方最低賃金審議会愛知県最低賃金専門部会運営規程

令和4年7月27日改正

(目的)

第1条 愛知地方最低賃金審議会(以下「審議会」という。)に設置する愛知県最低賃金専門部会(以下「専門部会」という。)の議事運営は、最低賃金法(昭和34年法律第137号)及び最低賃金審議会令(昭和34年政令第163号)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(構成)

第2条 専門部会の委員の数は、9人とする。

(会議の招集)

第3条 専門部会の会議(以下「会議」という。)は、部会長が必要と認めたときのほか、愛知労働局長(以下「局長」という。)、3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

(会議への出席等)

第4条 部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム(映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。)を利用する方法によって、会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第6条第6項により準用する同令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病气その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期不在となるときは、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

(会議の議事)

第5条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開とすることにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第8条 部会長は、会議において議決を行ったときは、議決書を審議会会長に報告するものとする。

(専門部会の廃止)

第9条 専門部会は、その専門部会に係る最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、これを廃止する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、専門部会の議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づき、部会長が定める。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、審議会又は専門部会の議決に基づいて行う。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和4年7月27日から施行する。